

2021年～2022年度  
**政策調査会報告書**

慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考えるⅢ

**真宗興法議員団**

## 目 次

ご 挨 拶 . . . . .	1
「教学教化」部会 . . . . .	2
「慶讃法要」部会 . . . . .	10
「同朋社会」部会 . . . . .	14
「財 政」部会 . . . . .	31
「制度機構」部会 . . . . .	37
政策調査会各部会構成名簿 . . . . .	46

当報告は、今年度常会（6月1日招集）以前に各部会で審議決定され、成文化されたものです。

## ご挨拶

今年の3月から4月にかけて厳修されました『宗祖親鸞聖御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要』は、さまざまな問題を抱えながらも、新たな取り組みを工夫し、総参詣者が10万人の大台を超える盛儀のうちに終了しました。そして、50年に一度の大行事は終了しましたが、それは新たな宗門の「始まり」でありましょう。

真宗大谷派宗門とは何でありましょうか。「宗門とは化身化土である」とは安田理深師の指摘がありました。この世界に真実報土から開かれ、また真実報土へと導く方便の世界であります。われらはその真宗大谷派における議会内与党です。そこにおける「政策調査会」とは、「同朋会運動」推進のため、宗憲にのっとり「同朋公議」の場として全国の真宗門徒の負託を受けた議員として、そして議会内与党として政策課題について衆知を集め調査研究する場であります。

現調査会は、2年前の9月、木越内局の発足にあわせて再構成され、内局の現施政方針と調査研究内容が噛み合うことを第一義に運営されてきました。各部会の開催時にはできる限り担当参務の出席を求め、また、当局からの懸案事項の要請を受けて、各主任を座長として、調査研究が行われました。当報告は2021年～2022年の各部会の報告です。

宗門の抱える課題・問題は多岐に及びかつ多数にわたります。特にここ数年来のコロナ感染拡大によって宗門・教区・寺院の運営は、深刻化する「門信徒の寺院離れ」と相まってさまざまに変化せざるをえなくなりました。

ここ20年来の宗門改革の方向性（かつて「本来化」と呼ばれた時期がありました）は現在、持続可能な宗門を「行財政改革」として目指すものとなっています。現在設けられている宗門の主な委員会は、「行財政改革検討委員会」「財産管理審議会」「教区及び組の改編に関する中央委員会」「真宗本廟を中心としたグローバルデザインに関する委員会」「決算審査に関する検討委員会」「中央門徒戸数調査委員会」などです。どの問題も、宗門存立の意義を離れてある問題ではありません。「真宗大谷派なる宗教的精神」から発し、またその覚醒へと向かう方向性がなければ、これらの宗門組織も機構・事業の一切も意味を持たないのでありましょう。

みなさまからの、建設的なご意見をわれらにお寄せいただけることを期し、今期の報告をお届けいたします。

（本願寺派は、今、「新領解文」をめぐって大きく揺れています。ことは信心の問題であります。わたしたちの宗門に「清沢満之」が生まれ「宗門白書」が出され、「同朋会運動」が展開され現「宗憲」が制定されたことの意義を、今現在の事として、改めて再確認すべきであると思います。）

2023年7月15日

真宗興法議員団 政策調査会  
会長 内記 浄

# 「教学教化」部会

主任 東野文恵

## 「真宗再興」の同朋会運動を伝えよう

### 1. はじめに

「宗門各位に告ぐ」という文章が二つあります。一つは1951年の暁烏敏宗務総長の就任第一声であり、もう一つは1956年の宮谷法含宗務総長による所謂宗門白書です。この二つの文章に共通するのは、「宗門が進むべき方向性を失ったという憂いであり、真の仏法者を見つけることが困難になったという懺悔です。それを克服するのは自己批判から再出発し、真摯なる求道心の実践以外にない」という悲痛な告白でした。これらのことを受けて、同朋会運動は1962年に始まりました。懺悔と求道の実践、つまり本願念仏の教えを自他ともに明らかにする宗門の本来性に回帰し、真宗門徒の主体性を回復しようという試みが同朋会運動として提唱されてきました。

因位からいえば、同朋会運動は始まって約80年になろうとしています。当運動に対する誤解や偏見が当初から今もなおあります。当運動の教学的支柱を、清沢満之を学祖とする近代教学においたことにより、日本の近代化と近代教学を同質視点で捉えて批判する人もあります。また、提唱から約40年間は日本社会の高度成長期と重なり、世界から経済大国と呼ばれていたことを自負し、信仰がややもすれば上滑りになるということもあったと思われます。後半の40年は経済的バブルの破裂に始まり、農村共同体の崩壊、産業構造の転換、過疎化、人口減少、少子高齢化等、様々な問題が出てきたところへ、新型コロナウイルスのパンデミックが追い打ちをかけるように寺門や宗門に打撃を与えています。人が集まることを自粛することによって、報恩講等の儀式、聞法会の簡略化が進み、またそれでよしとする風潮が蔓延し同朋会運動は風前の灯火のようになってしまいました。近年の常会における宗務総長演説に同朋会運動の文言があまり聞かれなくなったのはその象徴かもしれません。

しかしながら、その灯火は消えたわけではありません。本願の教えに遇って人生の意味を再発見し、困難な中でも積極的に生きようとする願いは人心の奥に深く蓄えられてありました。2022年常会の木越宗務総長が28回も「同朋会運動」という言葉を発して、我が宗門の使命を「真宗再興」と掲げられたことで、それは証明されています。

今後、日本社会は政治的、経済的、社会的、国際関係の見地からも緩やかに衰退していくことがさまざまな指標から指摘されています。繰り返しますが、同朋会運動は、初めの40年は日本の経済発展と共に歩んできた歴史があるので、「経済第一主義」と同朋会運動が連動するよう感じる人もあるかと思いますが、それは間違いでしょう。既に提起されているように「本願に生きる人の誕生」を願い、あらゆる人々に対して親鸞仏教を発信し、もって現代社会に貢献したいというのが宗門に課せられた使命であります。

このような時期に当たって、内局を支える真宗興法議員団として、同朋会運動の課題と方向性を確認するために、教学研究所に教えを請い、駐在教導に現状の課題を聞き取り、また同朋会運動に深くかかわった社会学者高木宏夫の著作集の輪読というかたちで調査研究を深め、同朋会運動の新たな出発とするための提言をここにいたします。

## 2. 同朋会運動の願い

日本近代の初めに清沢満之が誕生し、西洋文明の骨格であるギリシャ以来の諸思想の研究を基盤にしつつも仏教とりわけ親鸞聖人の信仰思想が西洋思想に伍するばかりでなく、凌駕するものととらえた視点は重要であります。自我に基づく西洋近代思想が環境破壊や戦争、富の偏在など、人間社会に差別や格差、貧困や憎悪といった大きな問題を引き起こし、それを解く鍵を自らの内に保持していないことに気づき、それらの諸問題に応えられるのは親鸞仏教以外にないことを、求道心をもって解明し自らも実践したのが清沢満之でした。それは、宗門改革として具体化しようとしたが挫折しました。しかし、清沢満之の求道心は彼に触れた弟子から、さらにその弟子へと伏流水の如く伝えられてきました。ここに同朋会運動の濫觴があると言っても過言ではないでしょう。

同朋会運動の願いを3点に要約します。

### (1) 念仏を世界に拡げる

上記の如く、近代が抱えている問題を解決に導く思想は阿弥陀仏の本願しかないとの立場で念仏を世界に拡げようと志しました。近代の問題は我執による自己主張、自己弁護、自己拡張によって地域紛争や不平等を生み出して苦悩に喘いでいます。仏教は我執に加えて法執というさらに深い問題を見い出しました。その執着を教えた如来の慈悲によって照らされる、自己の「悪人」という自覚に立って社会生活を送ろうという純粹なる運動です。未来の人類を救うのは念仏しかないという大きな志願がそこにあります。

従って、真宗大谷派という組織を社会的に拡張することが第一義的課題ではありません。

### (2) 信心獲得のための聞法会を開催する

自信教人信は仏教の基本とするところです。自らが苦悩する者であるという自覚がないと、人の悩みを受け止めることは難しいことであり、悩みを同じくする者として共々に聞法しようという運動です。教える者と教えられる者と分けて考えるのではなく、共に凡愚であることを認め合い、同じ地平、平座で聞法会を開くことです。所謂、門信徒の為の研修所として建てられた同朋会館は宗門内外から注目を浴び、ことに新興宗教教団までそこで研修会を開いたと聞いています。開館当初から、食事を作る人も掃除する人も事務を執る人も教導・補導も「ともに研修を受ける者」という自覚があり、その精神は今も引き継がれています。

蓮如上人の講組織の精神である、宗門外にも開かれた聞法会、平座で信仰座談ができる聞法会を開こうという運動であります。

### (3) 信心による僧伽（共同体）を形成する

封建時代に形成された農村共同体は寺を中心にした村落共同体でもありましたが、近代に入ると産業構造の変化、即ち第一次産業から第二次産業へ、さらに現在は第三次産業へと変化し、農村共同体は解体の危機にあります。それとともに、家族観は家父長制から一人ひとりを尊重する、言わば個立型の家族関係に変わり、「家」制度は崩壊してしまっていると言っても過言ではないでしょう。「家」を継ぐという考えは非常に希薄になっていることは、空家や単身世帯が激増

していることから明らかです。(空き家が過去 20 年間で約 2 倍に増えています) このことは 60 年前の運動当初に将来を予見し「家の宗教から個の自覚へ」というスローガンとして掲げられました。しかし、「個の自覚」という言葉には誤解があるように思われます。自我による個人の行きつく先は孤立ですが、「凡夫たる我」の自覚に立った独立者を生み出そうとして表現された言葉です。苦悩の人生に生き抜く力を与えようというのが本旨です。

信心獲得は「心光常護」、煩惱の身を常に照らしている如来のはたらきに気づくことです。それは全ての人を照らしていたと気づくことですから、そこに僧伽つまり念仏の共同体が開かれてきます。自力の心で現代社会に新たに共同体を作ることではないことは確認しておかなければなりません。

異なった視点で言えば、社会学者の高木宏夫などの知識人たちが同朋会運動を主体性回復の運動として期待していたことも特記すべきだと思います。戦後、日本は政治・外交・経済等で主体的に意思表示や行動ができなくなってしまったことにもどかしさを感じていたことの表れかと思われます。信心による独立者として主体的に生きる日本人によって、社会が変革されるのではないかとの期待があったようです。勿論、宗派側にそのような意図はありませんでした。

以上見てきたように、同朋会運動は現代社会の中で真実信心を獲得し、「真宗再興」を期す純粋なる信仰運動なのです。

### 3. 宗門の現状と課題

宗派の法規はすべて同朋会運動を推進していくための組織機構と財政基盤の確立が示されています。しかし、現在派内に行財政改革を断行せねば宗門の将来は危ういとの見解からそれは始められました。そこに齟齬があるように思われます。同朋会運動(本)のための宗務機構(末)が本末転倒しているのではないかとの指摘があります。行財政改革の必要性の論拠として、人口減少や経済力低下などが挙げられています。

現在の両堂再建の事務局が設置された明治 12 (1878) 年の人口は約 3650 万人です。現在の三分の一以下です。この両堂再建費用は現在では 1 兆円ほどかかるのではないとも言われています。この巨額の資金は現在の三分の一程度の門徒数で成し遂げられたわけです。また、同朋会運動が始まった 1962 年の国民一人当たりの GDP は約 21 万円。2007 年の GDP は約 403 万円で、20 倍になっています。このように見てくると、人口減少や経済力低下だけが宗門の危機を招くとは思われません。

では何故、宗門は将来に不安を持っているのでしょうか。葬儀・法事の簡略化、形骸化や寺の行事の回数や参加者の減少という現象はその底に宗教心の希薄化、或は無関心があると思われているからなのでしょう。さらに、そのような不安を持っている住職側にあっても、住職同志の会合で教学的なことを話し出すと、場がシラケてしまうといったことをよく聞きます。そういたしますと、我々を取り巻く社会環境の変化が根本問題なのではなく、宗教心の現世利益化、教学関心の低下が問題なのではないのでしょうか。我々の心に巣くっている怠惰な精神が宗門の現状と将来に不安をもたらしていると思えるべきなのではないのでしょうか。我々は信心獲得の為にどれだけの時間、どれだけの費用、どれだけの努力をしたであろうかと反復自問せねばならないので

はないでしょうか。お聖教を枕にして惰眠をむさぼっていないか、と叱咤された蓮如上人の言葉が思い起こされることです。

次に、同朋会運動を全国各地で展開する教区駐在教導について見てみましょう。設置された当時、駐在は教区の住職であるとも言われ、地方における同朋会運動の第一人者で、自ら教学研鑽に精進し、教区内を巡回して各寺の教化を支援していました。しかし、現在は教務所長の指示の下で働く一職員の地位となり、事務的な仕事に忙殺され、自らの研鑽も教化者としての仕事もできにくい現状です。また、教区の教化事業を「誰のための、何のための事業か」と思わせるような教区人の視線に困惑し、教区人が同朋会運動を主体的に展開されない現状があります。

寺に起居する者にとっても核家族化は相当に進んでおり、次世代を担う人たちが住職・坊守の後ろ姿を見て学ぶということが少なくなってきました。また、寺院経済は年ごとに低下し、今では八割ほどが兼職をせざるを得ない状況で、住職として教学研鑽や教化が疎かになっており、門徒の方々の問いに応えることが難しくなっているのではないのでしょうか。そのことが門徒の寺離れ、宗門への帰属意識の低下を誘発しているのではないかと思います。さらに言えば、教師資格取得機関の教授方が寺とのかかわりを持っていないと指摘する向きもあります。教師資格は知識の蓄積ではなく、菩提心を誘引し現代社会の中で寺門・宗門の興隆発展に尽くす使命をもった人物に与えられるべきです。これがどのように確保できるかの再検討が必要であります。

以上見てきたように、我々宗門人の意識が費用対効果などの言葉に現れるように、いつの間にか社会経済活動を主軸にした宗門になっているのではないのでしょうか。宗門内的に言えば、『教行信証 坂東本』を持っていると自負する、つまり「教理」だけはあるということになれば、それは宗門の死を意味するのではないのでしょうか。「行、信、証」がある、つまり現代社会に続々と念仏者を輩出するということがあってこそ宗門は生きているといえます。宗門の存立目的は親鸞仏教を現代社会に広く伝達すること以外にありません。宗門は宗門の外の現代社会の中に生きているわけですから、現実的な問題を動機として、誤解されることを恐れずに「宗門とはなんであるか」と問い続けることが最重要課題であります。今一度、この原点を確認しなければなりません。

眼を宗門外に転じてみますと、日本の宗教人口は約1億8000万人で人口の1,5倍あります。また、新宗教の信者数上位8団体で約3000万人あるという統計もあります。さらに元首相暗殺事件で露わになったように新宗教、カルト宗教の信者が相当数あり、一人の人が複数の宗教を信仰していることは計算上明瞭です。言い換えれば、純粹な真宗門徒は少ないと言わざるを得ません。それでよしとは誰も言えないでしょう。この点からも、教学研鑽と教化精進が喫緊の課題であります。

#### 4. 次世代に繋ぐ同朋会運動

では、本願の宗教を次世代にどのように継承していくのか。既に時代は末法に入ったと親鸞聖人は言われました。また日本は近代に入って150年が過ぎています。ですから現代化を急ぐべきでしょう。では、現代とはどういう時代でしょうか。一つにはグローバル化の時代です。人間の活動が国や地域を越えて地球規模で展開する時代です。逆に言えば、一国の中で物事が完結しない時代です。二つ目にはAI人工知能の時代に入ったということです。人類は自らの知識・能力を超える知能(AI)を生み出し、今度はそれに支配され追従を余儀なくされるかもわからない

時代が到来することです。三つ目には人類が過去の業の報いを受けなければならない時代になった。自然環境は破壊され自ら生きにくい世界を生み出してしまったことです。四つ目は、日本に限ってですが、人口減少、高齢化、過疎化、東京一極集中化、若者の内向化が進んでいます。

上記の観点から、宗門活動の指針として次の四点が挙げられるのではないのでしょうか。

- ① 世界人類に貢献する
- ② 排外性を排除する
- ③ 常に話し合う
- ④ 相続していく

①については、宗門活動が自派の利益に執することなく、空間的には社会、世界に貢献することであり、時間的には未来の人に向けて活動することを保持しなければなりません。これは「自利利他円満」の教えに適うことであり、「広施功德法」の実践に当たるのではないのでしょうか。

②は、「諸法無我」の教えであります。我を立てるヒューマニズムの立場はいつの間にか排除の論理になって、自縄自縛に繋がっていきます。ですから排除することを排除しなければなりません。「歎異抄」は著者唯円が他者を批判したものではなく、自らが如来聖人に異なっていくことに対する、いわば自己批判書と読むべきでしょう。異なった視点で言えば、親鸞仏教は信心によって目覚めたもの（諸仏）が目覚めさせた仏を証明し、唯一絶対神を立てないということです。

③は、話し合いは平等の座が基礎であり、話す相手の立場、価値観、言葉を大切に聞くことでもあります。同朋会は話者も聴者も平座について共に仏法を聞くことです。現在、宗門の内と外とか、中央と地方とか、都市部と過疎地とかいろいろなところに壁がありますが、壁を作っているのは自分自身であるという自覚が必要ではないのでしょうか。

④は、信心を獲得することは本願が生きている人にはたらくことです。生涯を貫いて失わないことです。さらに時間を延ばせば、次世代へと継承していくことです。この伝承は同語反復ではなく、つまり習慣ではなく、現代に適った表現をしなければなりません。伝承が生きているところに宗門（教団）が成り立つのでありましょう。

上記四指針によって具体的な施策を述べます。

## (1) 聖教編纂室の更なる充実

聖教編纂室は2022年度で慶讃法要の特別会計からの歳出を終了し、2023年度以降は一般会計に移されると思われます。また現在『真宗聖典』第二版の出版に向けての準備が行われています。既に、仮名聖教については一部分発行されています。そこで問題になってくるのは「聖教編纂委員会」（仮称）を立ち上げ、論議してはいかがでしょうか。聖教編纂室の内容がもう少し決まらなないと、予算措置もできないのではないのでしょうか。編纂の内容が決まるにつれて、予算額を増額していくこともできますが、当初の段階で大略を審議しておく必要があります。特に、聖教編纂室と教学研究所や親鸞仏教センター、さらには海外開教区との協力体制づくりも論議していく必要があります。



## (2) 青少幼年教化の充実

各教区の青少幼年教化の中心となるべき「人の誕生」を期すため、既に一部教区や歴史ある児童教化の事例を積極的に取り入れた、本山における継続的なスタッフ育成研修会の開催を提案したい。それはスタッフの学びと交流はもとより、現代という時代と地域性に合わせた青少幼年に対する教化活動を担保するためです。また、その場を通して、現在編纂中の『真宗児童聖典』の普及とその使用方法についての研修研鑽の場を開くことが必要となるでしょう。

- \* 青少幼年を対象とした、新たな DVD、絵本、紙芝居、また「誕生会」などに使用できる記念グッズなどの更新製作と普及を図ることが必要です。なお、新規物品の作製については、時代の流れ、子どもらの嗜好の変化に対応するため、今教化の現場に関わる人の声を取り入れることが必要です。
- \* 「青少幼年センター」では、全国で既に発行されている「青少幼年」活動に資するグッズ、及びソフトの情報集積と広報を積極的に行いたいものです。それらの頒布も本山で行えるならば、全国規模の拡がり期待できるでしょう。
- \* 宗門においては慶讃法要後の第一事業として位置づけられた「青少幼年教化」充実のため、それに伴う常勤を含めた職員とスタッフを増員配置することが必要です。
- \* 子ども会の原点は、お寺の雰囲気親しみ(身)、「正信偈」をお勤めし(口)、教えに触れる(意)ことを第一義とした「お寺の子ども会」を拡げていくことです。しかし、少子高齢化時代における開催方法として、一ヶ寺単独での開催が困難である場合は、数ヶ寺合同、ブロック、組、別院など、様々な設定が考えられます。また、それによって、住職寺族の世代や寺院の所属を超えた、真宗門徒としての「同朋唱和」、共同教化に繋がるものとなっていくでしょう。
- \* 「誕生会」や「花まつり」法要の執行は、誕生児の親世代の多くは「若者」層であり、さらに当面はその祖父母世代の参加も見込まれることから、宗門としても積極的に推奨していくべきです。また、この法要を開催する場も「子ども会」と同じく、寺院は単独、数ヶ寺、ブロック、組、別院、地域など、柔軟に対応できればより開催しやすくなると考えられます。

## (3) 教師の基礎力の向上

まずこの課題について、基礎力の低下の原因について少し考えてみます。過疎化、人口減少、少子高齢化が問題となっている中、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの感染拡大により、葬儀・法事の簡略化や形骸化が一層進みました。結果、各寺院の経済的不安は増えています。全国にある 8600 カ寺の中で、寺院収入のみで住職家の生活が成り立っている一般寺院はどれだけあるでしょうか。調査機関により若干の差はありますが、多く見積もって 3 割乃至 4 割程度でしょう。残りの 6 ～ 7 割の寺院は何らかの兼職によって生計を立て寺院を維持していることとなります。兼職先が宗派関係の職種や他の寺院の法務であれば、教学研鑽の機会を持ちうるでしょうが、他業種との兼職の場合は、教学研鑽の機会を自ら積極的に作る必要があります。

また、昨年起こった元首相暗殺事件によりカルト 2 世・宗教 2 世という問題が顕在化しました。それはカルト宗教や新興宗教教団だけの問題ではなく、既成宗教にも言えることです。世襲制を是としている真宗教団においては、信仰をともなった教学の研鑽が、有教師であり一門徒としての私たちに願われていることだと思えます。そのためにも、有教師の生涯学習を支援し、一定の助成金を出して大谷大学などの聴講生に派遣することを提案致します。

#### (4) 発信力の強化

時間も場所も問わず、あらゆる情報に瞬時にアクセスできるインターネット。インターネット社会の今日、インターネットは生活を便利にしてくれるツールであり、娯楽をより楽しくしてくれるツールです。ただ情報が溢れ過ぎ、どの情報が正しく、どの情報がフェイクなのかさえ分からなくなり、時には社会を混乱させることさえあります。宗教にしても様々な宗教団体があり、情報が氾濫している状態です。

宗門がこのような状況下の「現代社会」に何を発信していくのか。宗門が標榜する「あらゆる人々に対する真宗の発信」をどう展開していくのか。また、「人類に捧げる教団」である大谷派としては、世界に向けて日本語だけでなく外国語での発信も大きな課題です。また、ご門徒教化に重要な『同朋新聞』や『月刊同朋』等の英語版やアプリ化等も次世代に繋がり広がるツールとして検討する必要があります。

近年「発信力」という言葉が注目されるようになったその背景には、SNSの活用が広がり、個人が注目されるようになってきたことが大きな要因としてあります。本来の「発信力」の意味は、「自分の考えを周囲に分かりやすく伝える力」です。ただ一方的に押し付けるのではなく、周りの意見を聞きながら、自分の意見を伝え、しっかりと理解してもらうことこそが発信力です。「伝えた」と「伝わった」はイコールではないのです。この違いを認識し、正しく伝えることができる発信力は重要なのです。発信する側の問題と、受け手側の問題を精査し、発信力の強化に繋げていかなければなりません。

同朋会運動当初の教化対象を「個人」に当てた方針にも合致するものと思います。

#### (5) 異文化・異宗教との対話

##### \*他宗教との対話について

天台宗総本山では、平和の祈りの集いとして「世界宗教者代表者会議」を比叡山宗教者サミットと称して1987年から開催しています。世界宗教者平和会議は1970年から平和のための宗教協力を目的に開催されています。我国の政府は、ロシアによるウクライナへの侵攻問題のさなか、台湾有事をマスコミに先導させ、沖縄に防衛施設を増強しようとしています。この時に当たり、全日本仏教会の会長と理事長を当派が務めている今こそ、当派は世界平和を訴える世界会議を主導して開催すべきであると提案いたします。並行して、キリスト教、イスラム教などの教団とその教えに生きる人たちとの対話の機会を増やすことが必要です。

##### \*開教使について

念仏を世界に広げることが掲げた同朋会運動ですが、2022年度予算に占める海外開教費は約8200万円、予算全体の1%程度です。いかにも脆弱と言わねばなりません。教学と外国語が堪能でその地に骨を埋める覚悟の日本人を派遣することは大切です。しかし、仏教は「宣教」よりも「求法」を伝統としてきました。その意味では、開教地の志のある若い人に宗派の関係学校で中学から大学まで奨学金制度により学んでいただく留学生を募集し、卒業後に開教に従事していただく制度を確立してはどうかと提案いたします。出身地や日本での同朋の輪が広がり、時間はかかりますが着実な開教に繋がっていくことでしょう。

## (6) AI 時代への対応

時代の進化は著しいものがあり、今や企業では受付や接待、果ては商談に至るまで、多くの業務は「AI(人工知能)」が対応する場面も見られます。極端な少子高齢化に加え、人口減少による労働力の低下はますます深刻化しています。また「働き方改革」が求められ、不足している労働力は AI による無人化で対応することが望まれ、AI 導入は必須のことと思われます。

総務省の『通信白書』によれば、AI が代替できる可能性の高い職業の第1位は警備員、第2位はタクシー運転手、第3位は一般事務とあります。国内の半分ほどの職業は AI による対応が可能としています。反対に AI の対応には疑問がある職業を見ると、第1位は医師、第2位は弁護士、第3位は教師とあります。しかし医師の業務の内80%は AI で可能とも記されています。つまり、あとの20%は AI では対応できず、心情的な面は代れないことが指摘されていることに注目しています。

宗務に AI の導入は避けて通れないことになってくると思われませんが、AI 導入には①失職の問題②過失責任の問題③人間の価値を AI が決定できるのか④思考回路のブラックボックス化の問題⑤プライバシーが無くなる問題⑥ AI による人間のコントロール化の問題(シンギュラリティ) ⑦軍事利用化などの問題が既に指摘されています。

このように、人間と AI の関係性をどのように捉えるのか、さらに人間自身が存在していることそのものを問わざるを得ない時代に入っていきますので、それをふまえての教学研鑽は非常に重要なことと考えています。

### 填補

現在、新型コロナウイルス感染症は沈静化する方向に向かっているが、ロシアによるウクライナ侵攻は世界的に拡大する可能性を孕んでいる。このような世界的な危機的状況下に宗派の活動の方向性をどのように構築するかについては今現在の大きな課題であることを申し添えたい。

以上

# 「慶讃法要」部会

主任 今川雅照

## はじめに

ご承知のように、真宗大谷派は、2023年、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年の年を迎え、3月25日から4月8日まで（第1期法要）、4月15日から29日まで（第2期法要）、「南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう」をテーマに慶讃法要が厳修されました。

この法要は、「私は、この地、この時に生を受けている。このことを精いっぱい尽して生きたい。悩み、苦しみは私におし寄せてくる。でもそれは「生きること」をも奪うものではない。私の心の奥底にある「生きたい」という声に耳を澄まそう。その時、私に届けられている声に気づく。それは私を呼ぶ声、南無阿弥陀仏。仏の名を呼ぶことは、仏の呼び声を聞くこと。その呼び声の響きの中で、人と生まれたことの意味を仏にたずねていこう。私に先立って生きた人たちと、同じ今を生きる人たちと、これから生まれてくる人たちと、そのこと一つをともにたずねていこう。種から芽が出て花が咲き、花は枯れても種が残り、また花を咲かすように。」（『慶讃テーマとその願い』より）との思いをそれぞれが真摯に受け止める大切な法要であったと認識しています。

慶讃法要部会は、そうした思いを大切に受け止めながら協議を重ねて参りました。

## 【部会で出された意見】

### (1) 慶讃法要に関して

- ① 2023年にお迎えする慶讃法要のおさえと意義を明らかにすべきである。
- ② 青少幼年のスタッフの養成を兼ねた研修会や帰敬式受式を企画すべきである。
- ③ 50年前の慶讃法要は、総花的になり、焦点が定まらなかった感がするが、今法要をお迎えるにあたり、是非ご門徒の眼からみた慶讃法要であって欲しい。
- ④ 立教開宗の意味を再認識すべきである。
- ⑤ 教区・組の会議に於いて、慶讃法要に対する意見が活発でないのは何故か。
- ⑥ 両堂での法要を同時にお勤めするというが、その具体的方法を明確に示して欲しい。
- ⑦ 慶讃法要に向けた声明本刊行の予定はあるのか。
- ⑧ 「正信偈」の中身を確認、慶讃法要の意味を確認したい。そのツールとして『同朋新聞』の有効活用（同朋会や聞法会での輪読など）を提案する。
- ⑨ 団体参拝参加者に対する事前学習会を開催してはどうか。
- ⑩ 境内地における突然の事故（転倒など）や、持病の悪化などの緊急事態発生時の救護・看護体制はどうなっているか。

### (2) コロナ下での団体参拝・法要のあり方について

- ① 慶讃法要の団体参拝の受け入れ可・不可はどの時点で判断されるのか。
- ② またその判断基準はどのように考えられておられるのか。
- ③ コロナ下での教団のあり方、そのものを再点検すべきである。

- ④海外からの参加は無理な状況であっても、せめてネットでの発信はすべきである。
- ⑤コロナ下の中での団体参拝のあり方については、慎重に進めていくべきである。
- ⑥コロナのみならず、今後将来、様々な感染症流行を想定して、消毒液やマスクの備蓄を考えておくべきではないか。

### (3) インターネットライブ配信などを利用した教化伝道について

- ①高齢者の中には、インターネットの使用など未経験の方が多く居られる中で、なかなか情報の共有ができないが、何とかその方策を考えなければならない。
- ②同様に Zoom を利用しての学習会なども、現状では困難な環境であると思われるが、教務所・別院などの若手職員の協力をいただきながら、前へ進めていきたい。
- ③この取り組みは、今後も課題として多くの意見や方法を聴取していく必要がある。

### (4) 「渉成園」・「お東さんひろば」の活用について

- ①「渉成園」「市民緑地（現お東さんひろば）」の現状と課題について。
- ②「渉成園」の過年度における入園者数と、管理維持費の現況について
- ③「渉成園」の管理維持上の問題点について
- ④「お東さんひろば」の利用促進を図る方策について
- ⑤真宗本廟境内地と「お東さんひろば」から「渉成園」までの導線について

### (5) 慶讃法要後の宗門の課題と方向性

- ①同朋奉讃は定着したが、慶讃法要後の50年は「正信偈」の内容により踏み込んだ教化に重点を置くべきだと考える。その為のテキストと指導書、さらには15～20分程度のDVDを作成しテキストをこなせるような工夫が欲しい。
- ②現時点では慶讃法要より、行財政改革が中心で、内局のメッセージが聞こえて来ない。この法要を縁として、宗門を今一度集約すべきと思う。
- ③ネット社会は、文字を拾わない時代となりつつあるが、海外の教化伝道のツールとして使われている「サービスブック」（漢字・アルファベット・英訳）の冊子を青少年向けに活用したらどうか。

### (6) その他（フリートーカー）

- ①大谷派声明について（「坂東節」など一般僧侶出仕の場合の習礼をすべき）
- ②法要座次を上げる場合に、講習をすべきであると考え。
- ③椅子式法要式の作法について

慶讃法要部会では、上記の意見を共有しつつ、以下の協議を重ねてまいりました。

## 1. 慶讃法要の意義を確かめる

ご門首・宗務総長から今回の「慶讃法要の意義」について、是非お言葉をいただきたいと担当参務を通じてお願いをいたしました。その思いにお応えいただき、東本願寺ホームページでご門首並びに宗務総長から「慶讃法要の意義」を発信していただきました。団体参拝の上山バスの車内でも、そのお言葉をDVDで視聴させていただき、参加されたご門徒の方々は、車中でその意義を確かめていただけたことと思います。今後も同朋会・門徒会・報恩講などの集いの中で、住職を中心にその意義を確かめていくことを願いとする。

詳細は、東本願寺ホームページをご覧ください。

## 2. コロナ感染症蔓延下における団体参拝の在り方

コロナ感染症の拡大により、慶讃法要自体の開催も危ぶまれましたが、大きな混乱も無く、期間を全う出来たこと、喜ばしく思います。期間中、全国から10万人の参拝者が上山されました。お迎えする側としては、やはり両堂内や各会場、バス車内、食事会場など密になる場所での感染に一番神経をとがらせておられたことと拝察します。各会場の出入りや、バスの乗降の際には、検温・消毒など考えられる範囲の中で、対応していただけたと感謝しています。ただ慶讃法要が終わった今、その受け入れ体制については如何でしたでしょうか。団体参拝については、教区や組で、その募集に苦戦したと聞いています。座席の抽選が先行し、人数制限が厳しく、コロナ感染症蔓延下の状況の中で、大変御苦勞をされたと存じますが、今後の各法要（春の法要、報恩講法要など）の際にも、これまでの経験をもとに、コロナ感染症以外の感染症対策についても、是非お願いしたい旨、提言させていただきました。

## 3. インターネット配信等を利用した教化伝道と広報について

50年前の宗祖親鸞聖人御誕生八百年・立教開宗七百五十年慶讃法要の時代と現代とでは、教化伝道のツールには様々な違いがあると思います。50年後の今日は、録音・映像の技術は飛躍的に進歩し、またインターネットの普及にともない、遠隔地、たとえば地球の裏側であってもライブ配信が可能になってまいりました。今回の慶讃法要は正しく、そうした技術革新の恩恵を十分に活用できたのではないのでしょうか。真宗本廟に足を運び、宗祖の前に額ずいて、堂内に響き渡る「正信偈」を唱和させていただくことは何ものにも代えがたい喜びだと思いますが、諸般の事情により上山できなかった方々への配慮・対応をどうすべきか、考えていかなければならない課題だと思えます。

現在、小中高生の遠足や修学旅行で京都を訪れる学校は、コロナ下以前に戻りつつあります。また、外国人観光客が京都観光に大きな興味を持っておられることも事実でしょう。従って、そうした中高生や外国人観光客の方々に、真宗本廟や渉成園へのいぎないをネットを通じて今以上に情報発信することが求められています。また、多種類の言語を活用して、「ネット法話」にも力を入れることも考えられます。時代は大きく変わりました。

AIの活用や、この慶讃法要を機縁としてネット利用をより真剣に考えていただきたいという提言をさせていただきました。

## 4. 渉成園・お東さん広場の活用について

「慶讃法要」部会の視察として、宗務当局の責任者の方々に同行をお願いし、参拝者目線での境内地及び周辺地域の確認（フィールドワーク）を行いました。高廊下西側に新設される予定のトイレは、当時まだ基礎工事が始まったばかりでしたので、図面をもとに説明を受けました。また障害を持っておられる方々が車椅子利用で参拝された場合の、スロープの傾斜や段差の確認、

雨天の場合の傘置き場等々をつぶさに見て回りました。また阿弥陀堂門の足場から、その修復状況の説明を受けました。御影堂門の上楼からは、本廟前の緑地帯（現「お東さんひろば」）を俯瞰し、慶讃法要時の参拝者の導線などを確認させていただきました。その際の質問として、御影堂から参拝接待所までの廊下の天井の梁が低く、長身の方には危険であるとの指摘（以前から問題になってはいましたが）や、堂内音響に問題は無いのかといった指摘もありました。

「渉成園」は、京都駅から至近距離にあり、また街中の清閑な場所にあります。自然豊かで四季折々の風情が楽しめる特別な場所であると認識しています。これまでもその有効活用につきましては様々な取り組みがなされて参りました。23年春のライトアップや野外コンサートは好評であったと聞き及んでいます。今後ますますその活用が期待されます。ただし、その導線が分かりづらいと思います。「京の景観ガイドライン」（京都市）などの条例や規制もあり、様々な道案内板などの設置は困難かと思いますが、何とか工夫すべき余地はないのでしょうか。

また・烏丸七条から真宗本廟前までの歩道には、バス停などを除き、点字ブロックの敷設がありません。仮に眼の不自由な方が介添え者無しで参拝に来られた場合、御影堂門・境内地までの歩行は極めて困難であると思われます。上記と同様に様々な条例や規則があるとは思いますが、そうした配慮も必要なことと思います。

## 5. 慶讃法要後の宗門の課題と方向性

木越宗務総長は、2023年宗会（常会）の演説で、2023年度の主な宗務執行の基本方針を5点述べられました。（一部抜粋・要約）

- (1)「慶讃事業の継続」について
- (2)「是旃陀羅の課題」について
- (3)「宗務改革」について
- (4)「教勢調査」について
- (5)「宗務審議会」について

ここでは、(1)「慶讃事業の継続」についての内容を要約させていただきました。

- ①特に青少幼年関係の大事な施策は、『青少幼年教化指針（改訂版）』や『子ども会開設の手引き ひとりからはじめる子ども会』等を用いながら実施する。『真宗児童聖典』を発刊し、教化の現場で活用していただく。
- ②「教区での慶讃法要」については、宗祖の御誕生と立教開宗を自らの学びとできるよう『真宗聖典（第2版）』をはじめ、坂東本に関する書物を出版する。
- ③教区において向後3ヶ年を目安に計画が立案・推進されることを推奨し、「次世代に確かな宗門を手渡していく」契機にしたい。

以上のような方向性を示されましたが、われわれ興法議員団の慶讃法要部会としましても、その基本方針に則った諸活動をつづけて参りたいと思います。

以上

# 「同朋社会」部会

主任 草野 龍子

## はじめに

当部会では下記の5つのテーマを立て、調査研究をおこない、課題をとおり意見交換をした。その課題を同朋会運動と照射し、慶讃法要後の宗門の相を創造していくことに力を注いだ。

- ① 是旃陀羅の課題に向き合う
- ② 解放運動推進本部の位置づけについて（独自性の課題）
- ③ 同朋会運動60年の点検
- ④ 青少幼年センターの位置づけ（独自性の課題）
- ⑤ 男女共同参画推進

今回は、その中から特にテーマ① 是旃陀羅の課題に向き合う ④ 青少幼年センターの位置づけ（独自性の課題） ⑤ 男女共同参画推進を中心に報告する。

## 1. 是旃陀羅の課題に向き合う

「是旃陀羅」問題に関する報告として、できるだけ簡潔に述べたいが、インド、中国、日本と問題を確かめる中でどうしても項目が多くなった。

「現代インド」の部分を除き、基本的に時代順に述べることとする。

### 1-1 インドにおける社会制度としての不可触民制

#### (1) 四姓制度と不可触民

不可触民というのは、四姓制度をもつヒンズー社会において最下層に位置づけられる階級であり、太古の昔から不可触民以外のヒンズー教徒によって「触れるべからざるもの」として忌避されてきた。

参考『アンバードカルの生涯』ダナンジャイ・キール 山際素男訳 光文社新書 16

インド社会	<b>四姓（四種姓 4ヴァルナ）</b>	
	ブラーフマナ（バラモン）brāhmaṇa 司祭者	カースト制度 （ヴァルナ・ジャーティ制度） 四姓（四種姓）をヴァルナ （色の意）として区別する
	クシャトリヤ kṣatriya 王族	
	ヴァイシャ Vaiśya 庶民	
	シュードラ śūdra 上位3カーストに奉仕する隷民	
	四種姓＝ヴァルナそれぞれに多様なジャーティ（生まれを同じくする者の集団）がある。ジャーティを〇〇カーストと表現することが多い。	
<b>四姓外としての不可触民</b>		
古代において不可触民を代表する呼び名が チャンダーラ caṇḍāla	アウトカーストと言われるように、4ヴァルナの外	



## (2) 不可触民はどのように作られていったか

紀元前1500年頃、アーリア人がインド亜大陸へ入り、インダス文明を築いた先住農耕民族を征服していき、ブラーフマナ(バラモン)を頂点とする社会制度を作り上げていった。バラモン(司祭者)、クシャトリヤ(王族・戦士階層)、ヴァイシャ(庶民・商人階層)の三つの階層。やがて被征服民をシュードラ(上位三カーストに奉仕するカースト)として加え、四姓制度を築いていった。

バラモンたちは祭祀を独占し、宗教的権威者集団の地位を確立した。次に厳格な排他的内婚制度(例えばバラモン同士でしか結婚しない制度)を布き、自らを最も聖なるものとしていった。そして彼ら(バラモン)が最も清浄であることをきわだたせるために、浄不浄の観念を導入し、「最も不浄であり、触れるだけで穢れとされる存在」が人為的に作られていった。これが「四姓外としての不可触民」である。そして、古代において不可触民を代表する呼び名がチャンダーラ *caṇḍāla* である。

肉体労働はもちろん、人間・動物の屍体処理、糞尿の処理、ごみ集め、靴職人、獣の皮剥ぎ、竹・籐細工、鍛冶職人などなど、バラモン教(英語ではブラフマニズム *Brahmanism* 現代のヒンズー教 *Hinduism*)で「不浄」とされる一切の仕事を強制され、他のカースト同様、彼らの職業も世襲化されていった。

こうして何千年にもわたる不可触民カーストが、今日まで存在しつづけることになったのである。

参考『不可触民と現代インド』山際素男 光文社新書 16

## (3) 聖なるものを作る時、必ず不浄なるものが作られる

松本治一郎(1887-1996 部落解放同盟中央本部委員長、参議院副議長 「部落解放の父」と呼ばれる)が「貴族あれば賤民あり」と見抜いたように、浄不浄の観念の導入により「浄」なるもの、すなわち貴族的なものを人為的に作る時に必ず用いられるのが「賤民」をつくるということである。

それがインドにおいては、「不可触民」として作られた。

## (4) チャンダーラの名称について

チャンダーラの名称については、『現代の聖典改訂版』(第2版 1989年)の「解説『是梅陀羅』について」に、

「旃(梅)陀羅とは、サンスクリット語 *caṇḍāla* チャンダーラの音訳である。語源的には *caṇḍa* チャンダ「激しい、獰猛な、残酷な」という形容詞からきたと考えられている。

…したがって「旃陀羅」という言葉自体が政治的・社会的な差別語である」44-1  
と述べられているように、名称自体が差別語である。

V.S.Apte の梵英辞典には、「*caṇḍāla* (*caṇḍa-ālac*)」と、チャンダーラの語がチャンダからきた旨が記されている。形容詞チャンダには「憤激せる、激怒せる、獰猛なる、残酷なる」(梵和大辞典)という意味があり、そのチャンダからきたということで、チャンダーラは「屠種、執悪、下賤種」(梵和大辞典)などと漢訳されている。この解釈が人々に広くかつ強固に伝わっていく中で、「旃陀羅は、執悪(倫理の概念)なる者であり下賤種(身分の概念)である」と、人びとの心を染め上げていったのであろう。

旃陀羅という名称を自らの存在に貼り付けられた人々は、どれほど深く人間の尊厳を奪われてきたことであろうか。

## (5) 差別の実態

不可触民に対する社会的差別は実に残酷であり、古代から現代まで綿々とつづき、その種類は枚挙にいとまがない。この人々に触れることばかりでなく、その影、その声さえも他のヒンズー教徒にとっては「不浄」であった。だから不可触民は他のヒンズー教徒の前では常に身をかくし、姿を見せることすらはばからねばならなかった。

住居も、町や村外れの、不潔な、生活用水もない場所に定められ、その暮らしは家畜以下であった。

人々を何よりも惨めにし、苦しめたのは、村の共同井戸の使用をどこでも禁じられてきたことである。夏の激しい乾き、生命を維持するために絶対不可欠な“水”すら意のままにならず、それを癒す手段さえ奪われていた。人々は仕方なく、腐った溜り水や汚水を掬って飲み、伝染病や病に冒されその最大の犠牲者になっていった。

前掲『アンベードカルの生涯』16～

## 1-2 釈尊の人間観

### (1) 釈尊在世当時のインド社会と釈尊の四種姓観

四姓制度は紀元前8世紀頃にはすでに確立していました。紀元前5、6世紀の仏教興起の時代には、婆羅門・王族・庶民・隸民の四姓制度による階級社会が確固としてありました。

雲井昭善『「スッタニパータ」をよむ 上』NHK出版142

釈尊在世当時すでに、4種姓(チャトルヴァルナ *catru-varṇa*)の階級社会制度が確立されていた。バラモン教は生まれを基盤にして四種姓を説き、それが疑問の余地のないものであると説いた。

そのようなインド社会の中にあっても釈尊は生まれを基盤にした四種姓を肯定することはなかった。最も古い経典とされ、それ故、最も釈尊の肉声に近いかたちで教えが説かれていると思われる『スッタニパータ』に、「バラモンとは」ということについて述べられているところがある。

世の中で名とし姓(種姓の意)としてつけられているものは、じつに、これは、俗称(サマンニャー *samañña*)にすぎない。慣習によって仮につけられ、そのときそのときにつけられたものである。(『スッタニパータ』648句)

釈尊は、「四種姓」を「慣習によって仮につけられた俗称にすぎない」と見通しているのである。

次の句ではその慣習を取り上げる。

(世の中の慣習により)長い間ひそんできた<sup>びゅうけん</sup>謬見(間違っただけの見方)に陥った無知な人々(a-jānatant)。その無知な人々は、私たちに、「生まれによってバラモンなのである」というのである。(『スッタニパータ』649句)

このように、慣習が<sup>びゅうけん</sup>謬見(間違っただけの見方)であることを指摘する。

次の句では締めくくりとして、

生まれによってバラモンとなるのではない。生まれによってバラモンならざる者となるのではない。行為によってバラモン(ここでは「尊ぶべき人」の意)なのである。行為によってバラモンならざる者なのである。(『スッタニパータ』650句)

と、「生まれ」が重要なのではなく、その人がどう生きるかという「行為」こそが重要であることを説く。釈尊は、生まれに基づく階級社会制度を「疑問の余地のない道理」であるとする考え方は謬見

である、と見据えていた。

## (2) 釈尊のチャンダーラ観

同じく『スッタニパータ』で、「あなたの生まれは何ですか？」と問いかけたバラモンの出自の者に、釈尊は詩をもって呼びかける。

わたしはバラモン (brāhmaṇa) ではないし、王族の者 (rājaputta=skt. kṣatriya) でもない。  
わたしはヴァイシャ族 (庶民) (vesiyāna=skt. Vaiśya) の者でもないし、また他の何ものでもない (koci no'mhi)。(『スッタニパータ』455句)

「他の何ものでもない」について、ブツダゴースアが著した『スッタニパータ』の註釈書、パラマッタ・ジョーティカー (5世紀 buddhaghosa: paramatthajotikā) は、「シュードラ族 (śudra=skt. Śūdra 隸民) でもなければ、チャンダーラ族 (caṇḍāla skt. も caṇḍāla 不可触民) でもなく、どのようなものでもない」という内容であると註釈している。この註釈を通して、釈尊の時代において、「不可触民」を代表する名称が「チャンダーラ」だったということを知ることができる。そして釈尊は、「四種姓と不可触民」という社会制度丸ごとを、「何ものでもない koci no'mhi」という一語で否定しているのである。

『スッタニパータ』145句では「幸福であれ、安穩であれ、一切の生きとし生けるものは安樂であれ」とうたっている。

この「一切の生きとし生けるものは安樂であれ Sabbe sattā bhavantu sukhittā」という釈尊のことばの中には、「四種姓及び不可触民」という差別・不平等はない。一切の人々は、「安樂であれ」という釈尊の精神において平等である。それが仏陀釈尊の人間観、すなわち仏教本来の人間観だったのである。

## 1-3 現代インド

### (1) インド憲法と今日の差別の現実

不可触民出身で法務大臣となったアンベードカルが起草し、1950年に制定されたインド憲法では、17条に「不可触民制の廃止」がうたわれている。

不可触民制は廃止され、いかなる形式におけるその慣行も禁止される。不可触民制より生ずる無資格を強制することは、法律により処罰される犯罪である。

また、341条では、州などで指定された諸カースト (従来の不可触民) の総称として、公式に、「スケジュールド・カースト (Scheduled Castes)」と呼称している。「指定カースト」と訳されている。

憲法に「不可触民制の廃止」がうたわれているとはいえ、今日も、「憎悪犯罪による殺傷」を含めた差別が現存しており、貧困も深刻である。インターネットで検索すれば、指定カーストへの差別事件は頻発していることが知られる。

### (2) ダリット (Dalit 壊されし者たち) という名告り

現在、従来の不可触民階層が自らを名告っている呼称として「ダリット」がある。指定カースト民が自らの社会的立場を自覚的に名告る名である。

Skt. √dal 裂く の過去受動分詞が dalita 引き裂かれたる、破壊せられたる  
英語読みでは Dalit ダリット

アンベードカルが仏教に改宗して以来、インドでは仏教徒が増えている。インドの国勢調査では、スケジュールド・カーストの優遇制を維持するため等の理由により1千万人弱と公表されているが、実質はそれよりもはるかに多く、一説では1億人を超えているといわれている。

## 1-4 中国の旃陀羅解釈

### (1) 『仏説観無量寿経』(433年訳)

西域の人、曇良耶舎が、433年に翻訳した経典である。観経では「旃陀羅」と表記されている。いま未だむかしにも聞かず、無道に母を害することあるをば。王いまこの殺逆の事をなさば、刹利種を汚してん。臣聞くに忍びず。これ旃陀羅なり。宜しく此に住すべからず。

(『真宗聖典』91)

「いまだかつて聞いたことがありません、無道に母を害する(殺害する)ということがあることを。阿闍世王がいまこの殺害という逆悪をなすならば、刹利(クシャトリア)の種姓を汚すことになるでしょう。わたしたち(月光と耆婆、二人の臣)には聞くに堪えません。これは旃陀羅(チャンダーラ)です。此処(城)に住することは許されません。」

「無道に母を害する」ならば「刹利種を汚す」ことになる。「是れ旃陀羅」であると述べられている。「旃陀羅」という言葉が出てくるだけで、観経自体には、旃陀羅に関する説明的な言葉はない。

### (2) 法顕『法顕伝』(414年完成とされる)

観経の翻訳より時代的には少し前、インドを巡ってきた法顕が『法顕伝』を著している。摩頭羅国(マトゥラー国)の記述の中で「旃荼羅」という表記で言及している。

旃荼羅は名づけて悪人と為す。人と別に居す。若し城市に入らば、則ち木を撃ちて以て自ら異とす。人則ち識りて而して之を避け、相搪揅せず。

(『大正蔵』51-859)

「旃陀羅は(中国の言葉で表すならば)悪人と名づける。人々と居を別にしている。もし市中に入る時には、木を撃って(音を出して)旃陀羅であることを示す。人々は旃陀羅であることを知って避けて、互いに会うことがないようにする。(搪揅=突き当たる、ぶつかる)」この記述だけでも厳しく差別されている様子をうかがうことができる。

### (3) 善導『観経疏 序分義』 善導 613～681

先に述べた観経の釈である。「是旃陀羅」の部分だけを取り上げる。

「是旃陀羅(これ旃陀羅なり)」というは、すなわちこれ四姓の下流なり。これ乃ち性凶悪を懐きて仁義に閑わず、人皮を著けたりといえども、行、禽獸に同じ。王は上族に居して、押して万基に臨むの主。いますでに悪を起して恩に加う、かの下流と何ぞ異ならんや。

(『真宗聖教全書』1-479)

「これ旃陀羅なり(是旃陀羅)」というのは、①これは四姓の外なる、最も下の者(四姓の下流)である。これはすなわち性が凶悪で、倫理・道徳をまもらず、人の皮をつけていても行いは獣と同じである。②王は、上の位にある王族(刹利種)として、国を治める主であるのに、悪を起して恩ある母に害を加えるならば、かの「下流(旃陀羅)」と異なることがない。」

善導は初めに「①旃陀羅とはどのようなものであるか」について述べる。「四姓の下流」、「性凶悪」、「仁義に閑わず」等と解釈している。

次いで「②月光大臣たちが阿闍世王を『是旃陀羅』と批判した理由」について解釈をする。「高い位にある王族(刹利種 クシャトリア)であっても、悪を起して恩ある母に害を加えるならば、かの旃陀羅と異なることがない」と批判した、と解釈している。

善導の解釈は、先ず旃陀羅を厳しく差別し、その上で、「阿闍世王のふるまいは旃陀羅と異なることがない」という「是旃陀羅」の一語の重さを強調している。

(4) 慈恩大師窺基『妙法蓮華經玄贊』 窺基 632～682

窺基は善導と年代がほぼ重なる。この書は法相宗の立場から法華經を注釈したものであるが、後の日本の真宗、浄土宗の講者も参考にしている。

旃陀羅は屠者と云う。律儀ならざる(もの)也。正しくは旃荼羅と言う。これを嚴幟と云う。悪業を自嚴して〔道を〕行くとき標幟ひょうしを持し、鈴を揺らし竹を持し自標と為す故に。

(『大正蔵』34-821)

「旃陀羅はここ(中国)では屠者という。道にはずれたものである。もともとは旃荼羅と言った。これを嚴幟(厳しく、自らが旃陀羅であると幟のぼりを示すべきもの)という。悪業の者であることを自ら厳しく示さねばならず、道に行く時には目印として鈴を鳴らし、竹を持って、自らが旃陀羅であることのしるしとしたからである。」

後代の中国の梵漢辞典『翻譯名義集』(1143年成立)には、「嚴幟」の名の理由として「道を行くときに旃陀羅であることをきちんと示さなかったならば、王はかならずその者を罰するからである」と述べられている。差別の残酷さがうかがわれる。

窺基は「旃陀羅」はこの国(中国)の「屠者」であるとする。屠は、尸しかばねが意符で、ほふる、すなわち家畜などの動物を殺し、切り分ける(解体する)ことを意味する。屠者とはそのような仕事をする人のことである。

(5) 元照(『観無量寿經義疏』 元照 1048-1116)

元照は律宗を学ぶとともに浄土教に帰依し、善導の観經疏などを学び、阿弥陀仏の本願による称名念仏を人々にすすめている。後述するように親鸞にも影響が大きい。

刹帝利と婆羅門の二は尊貴と為す。毘舍と首陀の二は下賤と為す。刹帝利は即ち王者の姓なり。旃陀羅は此に殺者と云う。即ち此の間の魁劊かいがい之類なり。

(『大正蔵』37-288)

「クシャトリア(刹帝利)とバラモン(婆羅門)の二種姓は尊貴なる種姓である。ヴァイシャ(毘舍)とシュードラ(首陀)の二種姓は下賤である。クシャトリアは即ち王者となる種姓である。旃陀羅はここ(中国)では「殺者」と云う。即ちこの国(中国)の魁劊の類である。」

元照は「旃陀羅」はこの国(中国)の「魁劊の類」であるとする。魁の字は首、劊の字は切る、を意味し、魁劊とは斬首刑の執行人である。この解釈は、「阿闍世王が母を切り殺そうとした」という文脈から解釈したのであろうか。

真宗の相伝教学がこの釈に依っている。香月院深励もこの釈を参照している。

## 1-5 日本の被差別民（親鸞以前）

### (1) 濫僧・屠者等（『延喜式』927年）

凡そ鴨御祖社の南辺は、四至の外に在りと雖も、濫僧・屠者等、居住するを得ず

「鴨御祖社=下鴨神社の南には、神社の境内そのものの外であっても、濫僧・屠者等は居住してはいけない。」

この時代に、京の都において、濫僧・屠者に対する差別が存在していたことがうかがわれる。

### (2) 屠者について（『和名類聚抄』931年～938年頃成立）

屠者は屠児（とじ）ともいわれ、『和名類聚抄』（平安中期の漢和対照辞書）には次のように記される。

屠児 和名恵止利 牛馬の肉を屠り、鷹雞の餌を取るの儀也。生を殺し、及び牛馬の肉を屠り、取り売る者也。(故事類苑 21-872)

「屠児という漢語は、和名を「恵止利（漢字は音をあらわしているだけ）」という。牛馬の肉を切り分け、鷹の餌を取る、という意味である。生き物を殺し、また牛馬の肉を切り分け、取って売る（ことを生業とする）者である」

屠者は、恵止利（後代には餌取と表記）、河原者などと呼ばれ、牛馬の解体などの職能を持ち生業とする者である。

### (3) 濫僧について（『意見封事十二箇条』914年）

三善清行が天皇に出した政治意見書、『意見封事十二箇条』に、濫僧について憂える意見がある。

又、諸国百姓、課役を逃れ、租調を逋れる者、私に自ら髪を落とし、猥りに法服を著す、此の如くの輩、積年漸く多し、天下の人民、三分の二、みな是れ禿首の者なり、此れ皆家に妻子を蓄え、口になます腥膻を啖う、形沙門に似たれども、心は屠児の如し…皆これ濫悪僧

「また、諸国の百姓で労役をのがれ税をのがれる者は、ひそかに自ら髪を落として、みだりに僧の衣を身に着ける。このような者が、年々次第に多くなって、天下の人民の三分の二がみな禿首の者である。この者たちは皆、家に妻子を持ち、口になます（魚介、鳥獣の生肉を細かく刻んだもの。後代になって酢で和えた料理の名となった）腥膻（生の肉）を食らっている。かたちは沙門に似ているが心は屠児と同じである。…皆これ濫悪僧」

律令制における僧尼令では、官許を得ないで僧侶となる私度を認めていなかった。三善清行は官許を得ず勝手に髪を落とした「禿首の者・濫僧」を、「心は屠児の如し」と、屠者と同様の者とみている。

濫僧は、「課役を逃れ、租調を逋れる者」であり、生きていくためには乞食をしたり、人が不浄として避けようとする葬送・清掃等にたずさわったりした。乞食としては、京の都で言えば清水坂非人、葬送・清掃等としては清目と呼ばれる人びと、祇園社の犬神人（神社に仕える下級の神職）などにつながる。

とはいえ、屠者にしても濫僧にしても、呼称やその生き方が明確に区分されているわけではない。

## 1-6 親鸞の人間観

### (1)『教行信証』における「屠者」のおさえ

親鸞は『教行信証 信巻』に、元照の阿弥陀経義疏の文を引いている。

念仏法門は愚智・豪賤を簡ばず、久近・善悪を論ぜず。ただ決誓猛信<sup>けっせいみょうしん</sup>を取れば、臨終悪相なれども十念に往生す。これすなわち具縛の凡愚・屠沽の下類、刹那に超越する成仏の法なり。「世間甚難信」と謂うべきなり。(『真宗聖典』238)

ここに、「念仏の法門は、本願の心を聞き信仰の心をいただくならば、屠沽の下類がただちにまよいを超越し、仏と成る法である」という、如来回向の信を確かめている。そして、「屠沽の下類」について、元照の著作を釈した戒度(12世紀頃 生没年不詳)の『阿弥陀経義疏聞持記』を引いておさえている。

屠沽下類刹那超越成仏之法可謂世間甚難信也

屠は謂わく殺を宰どる、沽はすなわち醞<sup>うんぱい</sup>売、かくのごときの悪人、ただ十念に由ってすなわち超往を得、あに難信にあらずや、と。(『真宗聖典』238)

「屠」は屠者を指す言葉である。基本的には「家畜などの動物を殺し解体する仕事をする人」という解釈となろう。

「沽」は「う(る)」「か(う)」と読み、「あきなう」という意味である。「沽はすなわち醞売」の「醞」は「さけ」の意である。

屠沽という熟語については、一般的には「屠者と、町で酒を売る者」という意味であり、中国において人をいやしんでいうことばである。

### (2)『唯信鈔文意』における親鸞自身の「屠者」のおさえ

親鸞は唯信鈔文意において、慈愍三蔵(680-748 慈愍三蔵は賜号 本名は慧日)の五会法事讚の文について述べる中で、元照の「具縛の凡愚・屠沽の下類」の文を引いている。

具縛の凡愚・屠沽の下類、無碍光仏の不可思議の本願、廣大智慧の名号を信樂すれば、煩惱を具足しながら、無上大涅槃にいたるなり。具縛は、よろずの煩惱にしばられたるわれらなり…

屠は、よろずのいきたるものを、ころし、ほふるものなり。これはりょうしというものなり。沽は、よろずのものを、うりかうものなり。これは、あき人<sup>びと</sup>なり。これらを下類というなり。

(『真宗聖典』552)

親鸞は「屠は、よろずの生きたものを殺し、解体する者である。これはりょうしという者である。沽は、よろずのものを、うりかうものである。これはあきんどである。これらを世間では下類という」と、親鸞が暮らした社会の具体的な社会的存在としてとらえている。

そしてそのような社会的存在を、『五会法事讚』の「能令瓦礫變成金」の「瓦礫」に重ねている。瓦は「割れやすく、簡単に壊れてしまう、価値のないもの」、礫は「小さな、価値のない石」を意味する。瓦礫は「価値のないもの」を象徴する言葉である。

「能令瓦礫變成金」というのは、「能」は、よくという。「令」は、せしむという。「瓦」は、かわらという。「礫」は、つぶてという。「變成金」は、「變成」は、かえなすという。「金」は、こがねという。かわら・つぶてをこがねにかえなさしめんがごとしと、たとえたまえるなり。りょうし・あき人、さまぎまのものは、みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり。

如来の御ちかいを、ふたごころなく信樂すれば、摂取のひかりのなかにおさめとられまいらせで…(『真宗聖典』553)

「りょうし・あき人、さまぎまのもの」は、当時の社会構造の中で「いし・かわら・つぶて」のごとき、「価値のないもの」とみなされていた。親鸞はかれら(男性という意味ではない)を「いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり」と言っている。このことは、かれらと親しく交流していただけではなく、かれらと同じ生活を生きていた、ということであろう。親鸞は「禿」を自らの名告りとした。この名告りは、精神的な自覚の名告りではなく、生活の名告りである。三善清行が「禿首の者」として述べていたような生活、妻と暮らし、子を育て、魚介や肉を食する、そういう生活を生きたという名告りであろう。そういう生活を、人間の自然な生活として受け止め、親鸞自身が生き、そこに念仏の仏道が開かれていることをかれらに語り伝えた。親鸞は「都の知識人」という側面も持ち、はじかれたりもしたであろう。しかし、ひとすじに本願念仏の教えを語り伝える中で、本願のところがかれらの身にひびき、かれら一人一人が、仏さまに手を合わせずにおれない心、信仰の心をいただいていった。そういうかれらに、「同じく如来の教化をいただく朋(同朋)」として邂逅(めぐりあう)することができたよろこびを通して、「りょうし・あき人、さまぎまのものは、みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり。」と言っているのであろう。

善人意識で人を見下す人より、悪人として下類として、あるいは女人として踏みつけられている人こそが、「十方一切の衆生みなもれず往生すべし」(『尊号真像銘文』『真宗聖典』513)という本願のところが身にひびき、信仰の心をいただく、そのことを親鸞は現実に経験し、かれらが「如来の御ちかい」(『唯信鈔文意』『真宗聖典』553)の真ん中にあることを見つめていたのである。

## 1-7 社会意識の変遷(親鸞以後)

### (1)『塵袋』(1264～1288ころの成立)

『塵袋』は語源随筆の類書(事典)である。親鸞没年(1262)のすぐ後の成立であり、親鸞在世当時の社会意識をうかがうこともできると思われる。

一 キヨメヲエタト云フハ何ナル詞バゾ。

根本ハ餌取ト云フベキカ。

餌ト云フハシシムラ(肉)、鷹等ノ餌ヲ云フナルベシ。其ヲトル物ト云フ也。

エトリヲハヤクイヒテ、イヒユガメテ、エタト云ヘリ。タトトハ通音也、エトヲエタト云フナリ。エトリヲ略セル也。

(『塵袋』平凡社『東洋文庫』No.723 大西晴隆・木村紀子 校注 288)

「清目を「えた」と言うのはどういった言葉か。もともとの言葉で言えば餌取というべきか。餌というのは肉で、鷹等の餌を言うのである。それを取る者ということである。「えとり」を早く言って、「えた」と言う。「た」と「と」とは通音である。「えと」を「えた」と言う。「えとり」を略したのである。」

ここでは、平安期の『和名類聚抄』の「屠兎 和名恵止利」の項と共通する内容が述べられ、恵止利を餌取と表記し、この餌取を早く言って「えた」と言うようになった、と述べられている。

この欄の最後のところで旃陀羅に言及している。

天竺ニ旃陀羅ト云フハ屠者ホフルモノ也。イキ物ヲ殺テウ(売)ルエタ体ノ悪人也。

「天竺で旃陀羅というのは屠者である。生き物を殺して売る「えた」のような悪人である。」



ここに、「天竺の旃陀羅」＝「中国の屠者」＝「日本の「えた」(餌取)」という事典的解釈がうかがわれる。

## (2)「えた」を「穢多」と表記する

『塵袋』の時点では、餌取を早く言って「えた」と言う、という解釈であったが、その「えた」の語が「穢多」と表記されるようになっていく。

祇園社とつながりのある播磨国の広峰社(現兵庫県姫路市)の神主、広峰長種が、1365年に作成した「長種譲状」には、「所従」として「憑童仏念、穢多童又五郎」の名がある。憑童は尸童とも表記され「よまし」といわれる。神が「寄り坐す」ところであり、穢多童は「贄(神への供物)を供える」という祭祀に必要な人員と思われる。

(『日本中世被差別民の研究』脇田晴子 岩波書店 87)

文安年間(1444年～49年)に編まれたとされる辞書『下学集』には、「ゑた、屠兎也、河原者」と記されている。

(元和『本下学集』亀井孝校訂『岩波文庫』33、『日本中世被差別民の研究』脇田晴子 88)

『下学集』は「ゑた」という表記であるが、『下学集』を基にしてつくられた用字辞典『節用集』(1444年以降1447年までに成立)には、漢字で表記された「穢多」の用字がある。

(『塵袋』平凡社『東洋文庫』No.723 大西晴隆・木村紀子 校注 288)

こうして見ると、鎌倉時代には、被差別民を指す言葉であったとしても、「餌取・えとり・えた」は職能をあらわす言葉であったが、室町時代になると、浄穢の観念がそこに重ねられ、「穢多」という強い差別性を持つ言葉に置き換えられていったことが知られる。親鸞(1173-1262)の時代(鎌倉時代)から蓮如(1415-1499)の時代(室町時代)にかけて、ことばの表記が変わり社会意識も変遷していったことがうかがわれる。

## 1-8 江戸時代の真宗教学

### (1) 光遠院恵空 (1644～1721)

1665年に学寮が創立された。後に高倉学寮となるが、初めは涉成園に学寮がつくられた。学寮の初代講師に任ぜられたのが恵空である。

梅陀羅者、日本の穢多の事なり。是等の者は天性として其の性猛悪、不道にして(『十輪経』に、縦ひ氏は高くとも、悪逆を作さば是れ梅陀羅なりと説きたまへり)、人皮畜生の形相なり。爾れば今、太子、無道にして母を殺さば、其の心、其の働、背くを以て梅陀羅と之を責むるなり。是れ無道を以て梅陀羅に類するなり。

(1706年(宝永3年)『観経愚聞記』現代の聖典学習の手引き 352～)

「旃陀羅は日本の穢多の事である。これらの者は生まれつきその性質が猛悪で、道をわきまえず、(『十輪経』に、たとえ高い種姓の者であっても、悪逆を作せばこの者は梅陀羅である、と説かれている)人の皮をつけていても畜生と同じありさまである。

しかれば今、阿闍世太子が無道にも(恩ある)母を殺すならば、その心も、その行いも(仁義の道に)背くことになるので、「旃陀羅」と太子を責めたのである。無道という点で旃陀羅と同類なのである」

恵空の論法も善導の論法と同じで、先ず旃陀羅を「天性として其の性猛悪、不道にして、人皮畜生の形相なり。」と厳しく差別している。その上で、「阿闍世太子のふるまいは、無道という点で旃陀羅と同類である」と「是旃陀羅」の一語の重さを強調している。

初めに、「旃陀羅者、日本の穢多の事なり」と述べている。日本の被差別者になぞらえることによって、必然的に「経典を日本の差別の根拠として示し、日本の差別を正当化する」ことになる。親鸞の人間観を尋ね立脚する姿勢は見いだせず、江戸幕府の下、その時代の差別的人間観にそのまま乗った教学と言わざるを得ない。

「天竺の旃陀羅」＝「中国の屠者」＝「日本の穢多」という世間における事典的解釈に無批判に従った解釈である。

この欄の最後のところで旃陀羅に言及している。

天竺ニ旃陀羅ト云フハ屠者ホフルモノ也。イキ物ヲ殺テウ(売)ルエタ体ノ悪人也。

「天竺で旃陀羅というのは屠者である。生き物を殺して売る「えた」のような悪人である。」

ここに、「天竺の旃陀羅」＝「中国の屠者」＝「日本の「えた」(餌取)」という事典的解釈がうかがわれる。

## (2) 香月院深励 (1749～1817)

高倉学寮の講師(第5代)。各地で講義を開き多くの門下がいた。

旃陀羅は日本で云ふ穢多の如き者にて、いつち(一番?)劣りたる筋目なものなり。今四姓の高元の刹利種をけがして最ちをとりたる(劣りたる?)種姓の旃陀羅で御坐ると云ひかけるなり。<中略>

是旃陀羅と云ふは今申す如く此方(こなた)の穢多の如きものにて、人間交わりの出来ぬものなり。心地観経五二左に「(原文漢文)旃陀羅は遊行時毎に、手に錫杖を執りて、敢て路に当たらず」とある故、道の真中を行かぬ、路を行くこともわきの方を通りて行く。常の人が知らずにそばへ近付くときは、錫杖をふるふてきかせてそばへよせぬようにする。<中略>

この是旃陀羅は『玄応音義』二十四十三左に「旃陀羅を此に執暴悪人と云」ふとありて、此旃陀羅は常にもものを殺すことを業にしてをる。それ故に生まれつきからが暴悪にして、ものを殺すことを何とも思はず、仁義の道を習はず、心は禽獣も同前なるものなり。<後略>

(1809年夏安居、1810年夏安居 観無量寿経を講義 『現代の聖典学習の手引き』356～)

「旃陀羅は日本でいう穢多のような者で、一番劣った筋目(生まれ)の者である。今、(恩ある母を殺害するならば)四種姓の中で高い種姓である刹利種を汚して、最も劣った、(四種姓の外の)種姓の旃陀羅である、と(月光大臣が)言葉を投げかけたのである。

<中略>

「是旃陀羅」(の旃陀羅)というのは、今申したように、この日本の穢多のような者で、一般の人との交わりができない者なのである。『心地観経』に、「旃陀羅は道を行く時いつも、手に錫杖を持って、道で人と突き当たらない」とあるので、道の真中は通らない、路を行く時は脇を通りて行く、一般の人が(旃陀羅と)知らずにそばに近づいたら、錫杖を振るって鳴らして聞かせてそばに寄せないようにする。<中略>

この「是旃陀羅」(の旃陀羅)は、『玄応音義』に「旃陀羅を中国では執暴悪人と云う」と

あって、この旃陀羅は常に生きたものを殺すことを生業としている。それ故に、生まれつきから暴悪で、ものを殺すことを何とも思わず、人としてのあるべき道を習うこと無く、心は獣と同然のものなのである。〈後略〉

旃陀羅を仏教書籍によって解釈している、そのことがそのまま「穢多」と呼ばれる人びとへの差別をあおっている、そういう講義になっている。

## 1-9 明治以降の教学

(1) 柏原祐義著 『浄土三部経講義』(第1版)

最も普及していて基本的な参考書と思われるのが柏原祐義著『浄土三部経講義』(第1版)である。無我山房より明治44年(1911年)4月25日初版第1刷が発行されている。「旃陀羅」の語註を見ると、

旃陀羅 <sup>ほんおん</sup>梵音チャンダーラ (caṇḍāla)、暴悪、屠者などと訳する。四種族の下に<sup>くらい</sup>位した<sup>いえ</sup>家無<sup>なし</sup>の一族で、<sup>ぎよりょう</sup>漁獵、<sup>いぬころし</sup>屠殺、<sup>ろうぼん</sup>守獄などを業とし、他の種族から極めて卑しめられたものである。穢多、非人というほどの群をいふ。

「インドの旃陀羅」=「中国の屠者」=「日本の穢多、非人」という解釈で、江戸期の「穢多」という解釈からずれてきている。「穢多」と「非人」とは異なる社会的存在である、という江戸期の差別政策が、明治になって見えにくくなってきたということであろうか。

いずれにしろ、日本の被差別者への差別を助長している、と言わねばならない。

(2) 柏原祐義著 『浄土三部経講義』(部分改訂版)

平楽寺書店より昭和26年(1951年)8月15日第33刷として発行された書籍を見ると、「旃陀羅」の語註(523)として、

旃陀羅 梵音チャンダーラ (caṇḍāla)、暴悪、屠者などと訳する。四種族の下に位した家無の一族で、漁獵、屠殺、守獄などを業とし、他の種族から極めて卑しめられたものである。つまり昔の印度人の誤れる種族観念の所産である。

明治本の「穢多、非人というほどの群をいふ。」の部分が「つまり昔の印度人の誤れる種族観念の所産ある。」と改訂されている。(『現代の聖典 学習の手引き』360)つまり日本との類比の部分は消えている。少なくとも日本の被差別者への差別を助長する表記は無くなっている。しかし、本の中の「講義」の部分では、「刹利種」を「武士の家柄」、「旃陀羅」を「非人の群」と、日本の文化に置き換えて述べているので、この書を参考にして法話をする人たちは、自分なりにたとえを工夫して話をしたことが想像される。

(3) 柏原祐義著 『浄土三部経講義』(改訂前に戻ったミス)

1964年(昭和39年)の第36刷では、部分改訂の部分が改訂前に戻っているものが発行されていた。2013年1月13日、部落解放同盟広島県連合会から指摘を受けた。「つまり昔の印度人の誤れる種族観念の所産である。」(523頁)が、改訂前の「穢多、非人というほどの群をいふ。」(523頁)に戻っていたのである。これは印刷する書店側のミスであったわけだが、「旃陀羅問題を受け止める真剣さの欠如及び、その問題点が徹底されていないことの表れではないかと考える」と広島県連から指摘を受けた。『真宗』2015年2月号48～49頁に詳しい。

(4) 柏原祐義著 『浄土三部経講義』(現行のもの)

平楽寺書店より1980年(昭和55年)11月3日に現行の改訂版が発行されている。「旃陀羅」の語註(453)として、

旃陀羅 梵音チャンダーラ(caṇḍāla)、嚴熾、暴厲(はげしい、きびしい、の意)などと漢訳している。インドの四姓の外に位置づけされ、人間としての人格を極端に剥奪されて蔑視され、差別され虐げられてきた人々のこと。

日本との類比をせずに、インドにおいて差別されていたことだけを述べている。本の中の「講義」の部分においても、「武士の家柄」を「刹帝利の家柄」、「非人の群にも墮たまいしか」を「これでは旃陀羅と同じことです」と、日本に類比せずに、原文どおりに講義している。

ただ、「旃陀羅」と呼ばれた人たちが不可触民とされていた、その身分差別への批判までは踏み込んでいない。

なお、窺基が「これを嚴熾と云う。悪業を自嚴して(道を)行くとき標熾を持し、鈴を揺らし…(『大正蔵』34-821)」と述べた部分が、「嚴熾、暴厲などと漢訳している」とされ、『梵和大辞典』も「嚴熾」となっている。

(5)『現代の聖典』

1962年(昭和37年)6月1日、同朋会運動に資するテキストとして『現代の聖典』第1版が発行された。経文の下段に短い語註がある。「旃陀羅」の語註(17)として、

梵語 caṇḍāla の音写。人非人の代名詞。インドの四姓の階級にも入らぬものの名。

caṇḍāla を一字間違ってて caṇḍāla としている。単なるミスプリントと言えなくはないが、「旃陀羅問題を受け止める真剣さの欠如」(前出 広島県連)とも受け取られる。

「インドの四姓の階級にも入らぬものの名」という表現は、それが差別であるという批判的視点が感じられない、支配者目線に立った語註のように受け止められる。

このほかは割愛するが、「現代の聖典」は現在第3版が発行され、「現代の聖典 学習の手引」には資料が豊富に掲載されている。資料が公開されていることは貴重なことである。

## 1-10 具体的な一歩

(1)『『是旃陀羅』の語を聞くのが痛い』『読めない』という声について

『『是旃陀羅』の語を聞くのが痛い』という声、これは被差別者の側からの痛切な声である。これは漠然と「痛い」と言っているのではなく、「旃陀羅は日本の穢多の事である。これらの者は生まれつきその性質が猛悪で、道をわきまえず、人の皮をつけていても畜生と同じありきまでである」(前出 光遠院恵空)と説き、「旃陀羅は日本でいう穢多のような者で、一番劣った筋目(生まれ)の者である」「日本の穢多のような者で、一般の人との交わりができない者なのである」「この旃陀羅は常に生きたものを殺すことを生業としている。それ故に、生まれつきから暴悪で、ものを殺すことを何とも思わず、人としてのあるべき道を習うこと無く、心は獣と同然のものなのである」(前出 香月院深励)と説いて、差別を根拠づけたり差別をあおったりしてきた、そういう私たち真宗大谷派の営みの積み重ねの故に「痛い、聞くことはたまらない」と言っていることを忘れてはならない。

また、日本の被差別者だけでなく、現代インドの被差別者がどう受け止めるかということも見過ぎしにすることはできない。

「読めない」という声、これは、2021年6月28日に宗議会議員一同、6月30日に参議会議員一同が、「私たちは、差別を受けてきた人々に二度と同じ苦しみを与えることがないように、また、差別をし、見過ごし気づけなかった過ちを繰り返すことがないように、あらためて、「人間解放」という人類共通の願いに向けた具体的な一歩を踏み出すべきであると考えます。」(抜粋)と『「是旃陀羅」問題に関する決議』をしている。「「是旃陀羅」の語を、あたり前のように平然と読誦することは、とてもできない」という声である。

## (2) 法要式の検討

仏教経典は、真宗大谷派だけのものではなく、世界中の研究者に、たとえば『大正大蔵経』というかたちで公開されている。真宗大谷派の意志だけで削除することはできない。また、親鸞が読んだ経典を部分的に削除することはできない。「不読」という言葉も、「削除」と同じ意味を持つと解釈されている中ではそれもできない。しかし、すでに真宗大谷派では、『仏説無量寿経抄』『仏説観無量寿経抄』という、読誦する箇所を選んで読誦するという法要式を採用している。読誦する箇所を選んで読誦する、ということは、読誦しない箇所がある、ということである。

「聞くのが痛い」「読めない」という声を受け止め、「差別を受けてきた人々に二度と同じ苦しみを与えることがないように…具体的な一歩を踏み出すべきである」という決議の精神を受け止めるとしたら、少なくとも法要式の検討を行うべきではなかろうか。

「読誦しなくしたら、問題自体が見えなくなる」という意見も出て来ると思われる。しかし、それでは「これまで通り読誦していけば問題が共有されていく」と言えるだろうか。新たな法要式を検討し、その上で、問題に目をつむるのではなく、問題を宗門の責任として共有し課題としつづける、そのことこそが「具体的な一歩」たりうるのではなかろうか。

## 2. 青少幼年センターの課題

部会では、青少幼年センターの部長、主幹を招き現状の聞き取りをしました。青少幼年教化と一括していいますが、実際には青年教化・少年教化・幼年教化があり、各世代を複合しての教化の場もあるようです。

青少幼年関係団体として、いわゆる「五部門」と呼称された五つの団体、大谷保育協会・真宗大谷派合唱連盟・大谷スカウト連合協議会・真宗大谷派仏教青年同盟・大谷派児童教化連盟があり、これらの団体の長年にわたる積極的な活動により、青少幼年の教化活動がなされてきました。

青少幼年センターは、その独自性を保ちつつ、この関係団体の活動拠点となり、密接に連携しつつ、運営されることが願われると『青少幼年教化指針』（2010年度）に報告されています。

今回の聞き取り調査では、青少幼年教化といっても幼年層は「大谷保育」、少年層は児童教化、子ども会、日曜学校等があるという中で、青年層に向けての教化がまだまだ手薄で不十分であるとの課題が挙げられました。

この事は、1956年宮谷法含総長時の『宗門白書』において、既に課題として挙げられており、それから60年以上経た現在でも、宗門はこの現状に対応しきれていない状況にあります。

## 2-1 若者教化

そういう中で、注目すべき活動として、青少幼年センターが取り組んでいる二つの「若者教化プロジェクト」が挙げられます。手薄であると指摘されている青年層に向けてのアプローチではありますが、青年と呼ばずに「若者」という点にセンターの願いがあるとの事、すなわち僧分、在家、男女の区別なく、共に教をいただきましょうという願いであります。

一つは、「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」です。「一人が一人を誘って共に法座に付きましょう」という小さな同朋会の立ち上げを応援するプロジェクトであります。

もう一つは、「若者教化法話制作プロジェクト」です。

「若者向け法話集～50のストーリー」を制作し、若者教化の場において法話の得手、不得手に関わらず、聞法に取り組めるように青少幼年センターのホームページ上に公開し、活用してもらうという活動であります。

いずれも若者教化に向けた注目すべき活動なのですが、慶讃事業であるため、2023年度までという期限が付いています。

60年以上も課題にされ続け、ようやく緒に就いた若者教化の活動をここで終わらせるのは非常に残念であります。形や名称を変えてでもこの活動を今後も継続していくべきであると提言いたします。

## 2-2 教師資格取得後の研修・研鑽について

若者教化の僧分としての課題として、教師資格取得後の研修・研鑽が挙げられます。この課題は過去「政策調査会報告書」においても、毎回取り上げられているので、数例を挙げます。

### ◎ 2015-2016年度「御誕生850年・立教開宗800年」部会 p5

①教師資格取得後や住職任命後、一定年度での研修を宗門の事業として設ける。カリキュラムは中央で立案し、運営は教区・連区・別院単位で行い、受講者を明確に顕彰する。

例：教師資格取得後10年ごと、新住職研修、住職任命後5年ごと等

②僧侶、教師、住職、坊生の生涯学習を明確に位置づける。

例：「兼職者研修交流会」で、兼職僧侶の経験・知恵を共有する、宗門関係教育機関の各地への出張講座等

### ◎ 2017-2018年度「教学教化」部会 p5

例えば、運転免許や教員免許のように定期的（強制的）な更新講習の導入なども提起されましたが、やはり大谷派教師にはそぐわないと思われるとの意見を打破するものは出てきませんでした。

全国統一の講習制度を制定するよりも、各教区・組の共同教化の中で現場の実情に合った形をそれぞれに模索しながら、出遇いの「場」を創造するしかないようです。

特に教師資格取得や住職就任から時間を空けずに、早い段階での共同教化の参画を促す施策を教区・組の単位で構築すべきです。

### ◎ 2019-2020年度「制度」部会 p23

研修、研鑽については各教区において新任住職研修や各種の学習会が教区教化委員会などを中心に企画・開催されています。しかしながら、その開催にあたり住職、寺族の参加者はそれほど多くないというのが現状です。

勿論、日時設定、研修内容、会場設定など臨機応変に対応しなければならないことも多々あるとは存じますが、参加しやすい環境の整備を進めていく取り組みが必要だと認識しています。

上記のように本山を中心とした定期的な研修や、資格更新制は俎上に上げられるものの、やはり現実的、教義的ではないとされてきたようです。

それは、どこまでも有教師本人の自覚と責任において研鑽されるべきではありますが、それが必要であるとの声が出るのは、どこからなのかを真摯に考えなければならないでしょう。そこには大谷派教師の責任があると、例えば中央から広報するという方向性も考えられるのではないかと思料いたします。

### 2-3 得度式、子どものつどいにおける帰敬式の課題

現在、得度式は親鸞聖人が九歳にてお得度なされたことに因み、宗派では男女ともに九歳から得度式を受けることが出来ます。

子どものつどいにおける帰敬式も、0歳から受式できると聞きます。

幼少期にお念仏の教えに出会い、法名をいただくことは、子どもの宗教体験として非常に重要であると考えられます。

しかし今般のカルト教団による、本人の同意を得ない宗教二世の問題（信教の自由）は、当派の得度式、子ども帰敬式にも少なからず影響を与えているのではないのでしょうか。

親も子どもも共に仏の子どもであるというのは、私たちの信仰ではありますが、一般社会からの視点はどうでしょうか。この問題について議論の必要があると考えます。

### 2-4 AI時代の課題

#### ◎ 2017-2018年度「教学教化」部会 p8

AI（人工知能）時代の教学

今後はAIと人間の違いを規定しなければならなくなり、従って「人間とは何か」という事が大きなテーマになるでしょう。つまりAIが進めば進むほど、宗教問題「自己とは何か」にかかわらざるを得なくなるというのが、時代の潮流だと思われれます。AIの時代だからこそその視点を持ちつつ真宗の基礎教学を大切に直視し続ける姿勢を持つべきです。

現在、中学生の7～9割、高校生はほとんどがスマートフォンを持っています。青少年に限らず、私たちも関心事や調べ物をする時には、日常的にIT（インフォメーション・テクノロジー）を使用しています。

インターネットの検索サイトなどは、関心事を入力するだけで、即座にその内容や関連情報まで得ることが出来ます。

とても簡単で便利なツールなのですが、例えば青少年が「浄土真宗の教え」とか「親鸞聖人」に関心を抱いて、その言葉をインターネットで検索するとします。すると出てくる情報サイトの上位はなんと全て新宗教（親鸞会）のサイトなのです。

そこに不注意に入ると知らない間に、新宗教に勧誘されて行かないとも限りません。

縁があってお念仏の教えに興味関心を持って、その検索先には、新宗教やカルト教団が待ち構えているという大変危険な現状となっています。

これは宗派としても、注意喚起やデジタル専門の部署などの早期の対策をしなければならない大きな問題であると考えます。

### 3. 男女共同参画推進—多様性（ダイバーシティ）の社会—

青少年センターでは、青年層に対し願いを持って「若者」と呼んでいます。青年という言葉には、そこに女性が含まれていないかのような印象を持たれることもあるため「若者」という名称を用いているとのことです。

これは男女共同（平等）参画の一端でもありますが、大谷派の多様化する社会への姿勢を表しているとも言えます。

過去に大谷派では、法名の「釋〇〇」は男性、「釋尼〇〇」は女性という、男女の違いを区別してきましたが、現在では住職選定法名の場合は、女性であっても「釋〇〇」と、尼の字をつけない法名の選択も出来るようになっていきます。

しかし、この取り組みも全国の寺院に公開され、周知されているとは到底言えません。もっと大谷派の多様性の社会への対応を広報し、周知すべきであります。

- ・ジェンダーフリー
- ・LGBTQ +

以上のように大谷派における青少年教化を考える時、青少年を取り巻く社会の環境を抜きにして方向性を見出すことは出来ません。

しかし、対応する課題を一つ一つ見定め、一方的な教化ではなく、共に教えられ学んでいく方向を、この現状の中で見出さなければなりません。

池田勇諦先生は、お待ち受け記念法話の中で「慶喜奉讃」の意味を、「知恩報徳」であると示されました。そして「より具体的に言うならば、知らしめられたこの恩徳を、遇わせていただいたこの教えを、次の世代に確かに手渡していかなばならんという、その使命感に立ち上がることなのです。」と教えて下さいました。

この度の慶讃法要を厳修した後、約 25 年間宗派として大きな法要の予定がありません。だからこそ、次世代に確かに教えをつなぎ、手渡していける方途、方向を青少年教化を通して共に学び、立ち上がらなければならないと考えます。

以上



# 「財 政」部会

主任 佐々木 高

## はじめに

財政部会に課せられた課題を端的に示すなら「宗憲前文にある宗門存立の意義を、財政面からどのように表現し、施策に反映していくかにある」と言い表すことができましょう。

今議会の財務長演説は「念仏相続の伝統に裏付けされたこの尊い現在地に全幅の信頼を持ち、いかにすればこの状況を持続ならしめることができるのかということこそ、宗務改革に取り組むうえで、中心に据え置かなければならない視点であり」「宗憲の基本精神に則り、まさに『真宗再興』を期し、法義相続と本廟護持、そして大谷派宗門がいのちとする『同朋会運動』の更なる推進に資するための宗務改革として、引き続き、全宗門的に課題を共有しつつ、迅速かつ慎重に議論を深めて取り組んでまいらる」と締め括られました。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の円成を目の当たりにし、向後、更なる寺院活性化支援の総合的施策が望まれている今日においてこそ、「本廟を基とする教団」の確かめのひとつとして、財政改革の施策の着実な歩みが求められるときであると考えます。

コロナ下のただ中での部会でありましたが、見出された課題は「宗費賦課金制度」「相続講制度」「交付金及び助成金制度」「財政調整基金（仮称）の課題」「不動産活用と財源確保」「人件費の課題」「大谷祖廟総合整備計画の課題」「開教の課題」など多岐にわたり、結論に至らなかった課題もあり更なる議論の深まりを期待するものです。

このうち宗議会において、部会員から部会での議論をさらに踏み込んだ質問があり、前向きな答弁を得たことは今後につながる収穫でした。

持続可能な宗門の基盤整備の方針を見据え、部会での議論のやり取りを踏まえた上で、以下の7つの課題について、調査研究結果を報告いたします。

1. 宗派保有資金の保管に係る取り組みと今後の構想について
2. 平衡資金・特定目的資金の整理について
3. 大谷祖廟総合整備計画について
4. 「開教（新しいご縁をひらく取り組み）」について
5. 不動産活用と財源確保の今日的課題
6. 「理財室（仮称）」の設置について
7. 「条例による常設の委員会」設置案について

## 1. 宗派保有資金の保管に係る取り組みと今後の構想について

### ①宗派保有資金の保管に係る取り組み

宗派保有資金の有価証券（資本証券の意）による保管については、2008年から資金の一部社債保管により損失が生じたことを受け、2012年2月の宗会において会計条例の一部改正により、現金を有価証券に替えて保管する場合、「財産管理審議会」へ諮問する手続きが規定され、2016年6月に資金保管の方途が「資金保管規程」として制定され、宗派の資金保管のガバナ

スが整えられました。

その後、預金金利の超低金利状況が続く中であって、普通預金と定期預金のみによる資金保管・管理に留まり、近年の物価上昇による現金価値の減少に鑑みると、早急に取り組むべき課題でありました。

このような情勢の中、これまで「資金の保管・管理の在り方の見直しを含め、新たな運用に向けた環境整備に着手すること」と言及されてきましたが、先ず、現行の規定において、最大限の利息収入を得る取り組みが必須であるとの認識のもと、現状、他の資金運用と比べ利率は低いものの、定期預金金利 0.002% に比して 5 年債で約 200 倍、10 年債で約 300 倍の利率である現行規定内の有価証券の取得について財産管理審議会でも積極的に議論されています。既に 1 億円を有価証券保管とし、向後の有価証券で保管をすすめる上での総額設定及び保管方針の策定の協議が行われていることは評価すべきことです。

なお、原則、満期保有目的債権とし、宗派の資金保管は資金に符号する預金口座の設定を行っていないことから、総額設定及び保管方針の策定にあつては、当然、特定の資金の使用（費消）ならびにその資金を有価証券に替える類のものではないことを前提として、資金保管規程に基づく安全かつ効率的な保管の方途として議論されているものであり、資金運用を企図したものではないことは言うまでもありません。

## ②今後の構想について

現行の資金保管規程により利息収入の最大化を図る一方で、社会情勢に注視した実態経済の学びは、宗派資金の管理体制を見直す上で不可避と思います。

また、資産運用としての原資とは、懇志たる浄財であり、厳重かつ慎重を期すことが前提であることから、財政逼迫の折、着実に取り組む姿勢は堅持し、所謂リスクである不確実性・値動きの振れ幅に対し、段階を追った協議並びに環境整備の視点も必要ではないでしょうか。

例えば、特約付きの定期預金（仕組預金）、銀行社債、次に社債・投資信託（インデックス）・国内株、次に円建以外の債権・投資信託（アクティブ）・外国債と、順序立てて取り組み、併行して投資期間とアセットアロケーション（資産配分）を考え、相応しい商品を選択していくプロセスが共有された議論の場が、今後、早急に必要と考えます。

## ③資金の利息収入について

現状、年度内の預金利息は各種資金の年度当初残高（前年度剰余金繰入後）の持分率に応じて、各資金（特別会計）の条例に基づき分配収納されており、宗派全体で、どの程度の有価証券・預金利息の収入があるのか不明瞭と思われます。

各種資金（特別会計）の現状を見定めた上で、関係する条例の一部改正も含め、利息収入の収納箇所を集約すべきと考えます。また、各種資金の積み立てについては、該当する事業並びにその資金確保計画に基づき、一般会計より回付すべきであるという前提に基づくなら、利息収入は一般会計に集約すべきではないでしょうか。

## 2. 平衡資金・特定目的資金の整理について

### ①各種資金の整理

各種特定目的資金は、条例に規程されるとおり、設置に至ったそれぞれの願いと経緯は十分に理解でき、今日まで大切に保管されてきたことは大いに評価されるべきです。一方で、資金設置より年数を経て、必ずしも全てが将来を見据えた具体的な見通しが立っているとはいえないことなどから、ある程度の整理も必要ではないかと思えます。

また、建築物の改修・修繕のための資金の積立は不可欠であり、そのためには綿密な調査に基づいた資金計画を立てるべきであり、今後、建物の減価償却の観点に立った、財務方針の転換に併せて資金の整理も審議されるべきと考えます。

### ②平衡資金の在り方と宗派予算の編成について

現状、宗派のあるべき財政規模への移行が進められ、願い予算から実態予算への転換と、事業と業務の見直しを含め、大幅な歳出削減が実行され、実態予算として編成に取り組んでいます。一方で、予算の編成にあたっては、前々年度一般会計剰余金によって、余儀なく様々な事業の縮小・休止や再開といったことが判断されます。歳出抑制は当然であるものの、剰余金の前年度比減により、複数年に亘る教化事業計画が達成できないことなどが最も危惧されることと思われます。

当然、宗派の適正な財政規模を見定めるとともに、繰越金に依拠しない予算編成を指向する上で、平衡資金またはそれに代わる資金をもって、当初予算で繰入金として予算化し、毎年度の予備費を超える歳出に対応する資金と位置づけることを基本とした制度設計について早急な議論がなされるべきではないでしょうか。

## 3. 大谷祖廟総合整備計画について

大谷祖廟は、宗祖親鸞聖人の御墓所として歴史と伝統を継承する宗門にとって大切な場所であることは言うまでもありません。

大規模な広報展開を行っていないにも関わらず、年間約 65 万人が訪れる場所であり、宗派の開教の拠点となる大きな可能性を有していると考えます。

また、近年のお墓に対するニーズに合致した需要を喚起する可能性も見込まれ、現在、納骨志として約 6 億円の収入を得ており、更なる増収により宗派を支える財源の基盤としての潜在的な能力を秘めていると言えます。

しかしながら、大谷祖廟境内全域が傾斜地にあることから、雨水排水や地盤等の改善が求められ、また、事務所・庫裏などの建物も老朽化しており、参拝者がゆっくりと過ごせる施設や、職員が事務を行う場所が限られていることなど課題を抱えており、早急な現況確認と現状に即した対策が望まれるところです。

参拝者の年間 65 万人（内、事務所来訪者約 15 万人）に対して、大谷祖廟が信頼されて選ばれ、安心してお参りいただき、満足と共に感動していただくための機能を担うには、儀式・受付・案内を万全に備えた施設設備の設置を要望いたします。

2022 年 8 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで「日建設計」と事前調査業務に関する業務委託

契約の締結がなされました。事前調査にて大谷祖廟の課題を洗い出し、次期以降、必要となる業務内容の整理を行うこととなり、2023年度には専門の審議会を設置して本格的な協議が開始される予定です。

#### 4. 「開教（新しいご縁をひらく取り組み）」について

宗門の持続可能な基盤整備を指向する上で、新しいご縁をひらく取り組みの模索についての議論は、財源の視点からも大切なことと考えます。

部会で示された議論から、財源確保に資する課題のひとつとして、継続して調査研究を行っていくことを提言します。

「新たなご縁を開く、開教こそが宗門最大の使命ではないか。お寺との付き合いに抵抗感はあるが、親鸞さんは大好きという方々が多くおられる。そのような方々と宗門が、どのようなつながりを創造するのか」という視点での議論がこれまで十分になされていなかったように思います。

そこで、これまでの寺院と門信徒の関係は大切に保持しつつ、新たなご縁をひらく『ゆるやかな会員制』制度として、たとえば、①一定の年会費を納めてもらうことで、応分のメリットを揃える。②東本願寺（大谷派）独自のカードを発行し、会員の自覚と宗派への帰属意識を促す。③所属寺院の門徒も会員加入を可能とし、奨励寺院に対し教化助成を行う、などの制度を導入しようとする考え方です。

このたびの、大谷祖廟の開教拠点としての新たな取り組みは、大きな魅力と期待感を持つものとして、実現のため早期に総合整備が望まれるところです。さらに、最近の千葉県市川市に開設された開教所（真宗会館）の成功例は、首都圏ならではの大きな可能性を示すものであり、その他にも政令都市を視野に入れた宗派の開教拠点創りを、積極的に施策として展開すべきではないでしょうか。そのためにも、まずは宗派所有不動産の利活用をはじめ、資金管理のあり方について着実な体制を構築することが望まれます。

#### 5. 不動産活用と財源確保の今日的課題

～財務長の諮問機関である「財産管理審議会」のあり方について

近年、議会の要請を受けるかたちで、宗派所有資産の利活用の模索が活発化し、財産管理審議会においては、最近では月一回のペースで開催され、諮問案件の進捗状況の確認をはじめ、審議の進め方について協議し課題を共有するなど、時間をかけて丁寧な議論のやり取りが行われています。

部会における議論の焦点は概ね以下の2点です。

##### ①金額の上限設定と『条例による常設の委員会』の設置

\*財務長の諮問機関である財産管理審議会において、近年の大型契約に結びつく不動産利活用（賃貸借契約等の是非を含む）の議論は、荷が勝っており責任や負担が重すぎるのではないかと。上限額を設定し、それを超える案件については『条例による常設の委員会』で諮るなど関係諸法規を整備すべき。

\*手続きに不備や欠点は無くとも、稀に見る大型案件に鑑み、直ちに現行法規の基で進め

て良いものか議論が必要でないか。

## ②情報共有の徹底

\*審議会での議論の可視化を工夫すべきだ。特に大型不動産を扱う議論は、宗派内でも関心を寄せており、議員として説明責任を果たす上でも、議論の推移について速やかに公表すべき。

上記①②の意見に対して、以下のような意見の応酬がありました。

\*現行法規に基づく審議を遂行しており、案件の大小に関わらず諮問事項を逸脱するものでなく、手続きの上でも瑕疵は無いものと思う。仮に、現在の審議会の形態では不十分であり『条例による常設の委員会』の設置を求めるならば、当然、立法府として議会内で議論し合意を得る必要があるのではないか。

\*この情報共有の課題については大いに共感する。委員（議員）の情報発信では、認識の深浅に自ずから個人差が生じ、また、所属会派においても濃淡が出るのはやむを得ないのではないか。

\*どのような業態の事業者であれ、相手方が存在することは宗派として大きな社会的責任を伴う。たとえば審議途中の重要な数字などが外部に流出した場合、相手に対し重大な影響を与えてしまうことなどを十分確認した上で慎重で厳密な審議が進められる。また、社会情勢を見極めながら速やかな対応が求められる案件の場合など、情報の共有や公表に時間がかかることは否めない。

## 6. 「理財室（仮称）」の設置について

かねてから提言してきた、宗派所有不動産や資金の有効活用を目的とした、いわゆる理財に関する部門としての「理財室（仮称）」設置についてあらためて要望します。

理由は以下の通りです。

設置の目的は、宗派所有不動産や資金管理を日常的かつ総合的に行う部門として、専門的な知見を持って有効活用に資する調査研究を行う職員の配置です。

専門的な知見をベースに敷くことは会議体が厚みと深みを持ち、緻密な議論を重ねることで、より適確な結論を導き出すことが可能になると思います。

また、外部との交渉・連絡を果たすことで宗務役員の負担を軽減し、異動が無いことによって恒常的に資産管理業務に従事することができます。このことは、ひいては経費削減についても寄与するものと考えます。

さらに、この部門を現行の「財産管理審議会」と「参与会常務会」をつなぐパイプ（調整役）として位置づけることで、資産活用における広報（スポークスパーソン）の一元化を図るものです。加えて、議会等の窓口役を担うことにより、情報共有の課題であった迅速・正確・公正・かつ透明性が多いに前進すると思われれます。言い換えれば、ガバナンスが効いている状態を、将来に向けて保つ維持装置としての役割ともいえましょう。

## 7. 『条例による常設の委員会』設置案について

『条例による常設の委員会』を設置した場合、現行法規に定める「財産管理審議会」と「参与会及び常務会」とはどのような位置関係になるのでしょうか。

つまるところ『条例による常設の委員会』にどのような権能を持たせるかに尽き、仮に案件の金額に上限設定をしても、「財産管理審議会」と同様の建て付けの会議体が一つ増えることとなり、宗務機構上からも有効に機能しないのではないのでしょうか。また、『条例による常設の委員会』が議決権を有することとなれば、「参与会及び常務会」と並列に位置することとなり法規上に齟齬が生じ、宗憲はじめ関係諸法規の大幅な改正が必要となります。

宗憲第 42 条及び宗教法人「真宗大谷派」規則第 25 条各号の規定は、議会招集のいとまの無い緊急性を要する事案をも想定した、宗政の歴史を経た上で辿り着いた先達の知恵の結実ではないのでしょうか。特に財産処分の手続きについては、宗教法人「真宗大谷派」規則第 53 条第 2 項及び会計条例第 12 条第 3 項の規定により、宗会の承諾を求めることで同朋公議の理念と原則が担保されているものと理解ができます。

いずれにしても、現行法規に基づいて手続きを行うことは宗務執行機関の責務であることは言うまでもありません。ただし、興法議員団が政策集団としての自負に立つならば『条例による常設の委員会』の設置案を含め、諮問機関のあり方についてさらに議論を進めることは意義ある重要なことと考えます。

## おわりに

このたび、「行財政改革検討委員会」では財政改革小委員会を設置し、6項目におよぶ課題を見出し、今後、基本理念に基づく財政改革案（具体的な課題解決のための施策案）の立案に向けた協議が行われます。

見出された課題の多くは、これまでの宗政調査会・政策調査会において具体的な政策提言がなされ、また宗会の質問でも取り上げられ、やり取りが交わされた経緯があります。部会からの声として「こののち、検討委員会の財政改革小委員会から提示された財政改革推進計画案が、議会の意見と大きく隔たりが生じた場合、どのように合意形成が図られるのであろうか？」という問いが発せられました。宗務執行機関の決断に至るまでのマネジメント能力が大きな要素となるものであり、協議の進展に注目が集まっています。

以上

# 「制度機構」部会

主任 八島昭雄

## はじめに

当部会の調査研究は、本山に於ける「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」の厳修を節目として、今後の宗門のあるべき姿を模索するという歴史的使命の下での開催でありました。しかも、同時にコロナウィルスの蔓延による社会の急激な変化にも強く影響を受けた期間でもありました。

以前から、寺院を巡る環境の変化と人口減を迎えた時代の趨勢を感じながらも、今後の展望を明確にできない状況にあった我々に、変革を容赦なく促しているかの様でありました。

それだけに、今回の報告が「量」を求めることが難しくなった今後の宗門が、真の「同朋教団」が如何にあるべきかという「質」の課題に向き合う一助となることを願っております。

以下課題となった事項を列記致します。

1. 男女両性で形づくる教団を目指して
2. 宗議会議員選挙について
3. 「非常事態時」に於ける宗会の招集開催について
4. 「決算審議」について
5. 将来の教務所の在り方について
6. 「各種団体」の今後の在り方について
7. 「共済制度」の在り方について
8. 「終わり」に変えて（「財産処分」についての一考察）

## 1. 活力ある宗門へ—男女両性で形づくる教団を目指して—

今、「多様性」や女性の積極的登用という言葉も聞かれるようになりましたが、マイノリティーの数だけが増えても意思決定の中に加わらない限り、宗門は変わらないと思います。寺院を取り巻く環境の様々な変化は今に始まったことではありませんが、コロナが拍車をかけたことであります。その意味で、転換期にある時代の中の宗門であることを認識しながら報告を致します。

宗門は、現在も「男性中心教団」であります。宗議会議員・教区会議員・組長などの男女比率を見れば一目瞭然であります。それ以上に「意識」の上で女性の参画が十分ではありません。「男女両性で形づくる教団」になるためには、宗門の施策・方針決定の場への女性の主体的参画が不可欠になってきます。古い宗門体質を克服し、男女の性別を超えて共に一人の人間としての尊厳を認め合う同朋同行の精神を回復していくことが重要であり、男女が等しく同朋の公議公論の責任を果たせる同朋社会の実現を目指すことが、全宗門的課題として取り組まねばと思います。

現在は、男女共同参画の「機会」について表面上は均等になったが、宗会、教区会・教区門徒会、組会・組門徒会に占める女性の割合は非常に低く「結果」の平等にはなっていないのが現状であります。いわば、建前の平等ではなく結果の平等の達成を考え、歴史と伝統の中で固定的な性別役割分担意識の克服を課題として、真の同朋教団を目指すことが求められていると考えられ

ます。

固定的な性別役割分担意識が社会構造の中に深く根付いているため、女性の宗政参画を進めるためには抜本的な変革をする必要があります、その為には「具体的」な法整備や施策が必要と考えております。

これまでの差別や偏見によって「前が出るな」「女は政治に関心を持たなくていい」「女に安心あんじんが語れるのか」などの縛りを受けてきているので、女性は自己規制をしており、持っている能力を抑えて自分に自信が持てないようになっているのが実情だと思います。その様な現状で今後の宗門が成り立っていけるのでありましょうか。男女共同参画の実現は大変重要な課題であると思います。

2019年6月の宗議会に於いて「これからの時代社会にあって、宗門への女性参画をこれまで以上に推進する事こそが、それぞれの場の多様性を受け止めつつ教団が活性化する原動力となるものです。今年度から策定する『男女共同参画実施計画』に於いて意識啓発を始め女性の活躍の視点に立って制度等の整備を行う取り組みを進めていく」と、答弁がなされています。

宗門がいのちとして推進してきた真宗同朋会運動は今年61年目になり、そして宗憲が改正されて40年以上が過ぎました。近年、政治や職場など様々な場面で、男女共同参画がうたわれ、男女間格差を取り払おうとする動きが少しずつ広がっています。世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「グローバル・ジェンダーギャップ報告書2022年」によると日本は146か国中116位でした。「政治分野」に於いて2021年は120位、2022年は139位と先進国中最下位であります。

宗門はどうでしょうか。

真宗大谷派宗憲の前文には「同朋社会の顕現」「同朋公議」を基本精神として、男性僧侶中心で宗門や寺院が運営されています。現在、宗門の有教師は16,812人(男性13,995人・女性2,817人)になっており、現在の宗議会議員のうち女性議員は4人です。

女性の参画が少ない中では、女性の意見が十分に反映されているとはいえ、固定的な性別役割分担意識が宗門の中に深く根付いています。今後、女性の宗政参画を進めるためには、抜本的な改革をする必要があります。坊守は住職と共に、聞法道場としての寺院の運営に実質的に関わっております。それを裏付ける法整備や施策が必要ではないでしょうか。その為に今回、当部門に於いて具体的な提案を行いたいと思います。

それは、組会の構成員の拡大を計ることであります。組は宗憲61条に「地方宗務機関」として定められ、組における議決機関であります。賦課金や経常費の徴収責任は制度上住職にあります。組における意思決定の主体である組会員は、住職・教会主管者及び代務者である為、現状では男性中心の場となっています。しかし、ここに女性の参画が積極的に果たされれば、今後の厳しい寺院環境にあっても組は必ず活性化すると信じています。坊守は住職と聞法道場を文字通り共同で運営しております。そこで、坊守の機能を制度上明確にする為に組会の構成員に坊守(但し坊守就任式修了者)を加えることを提案したいと思います。

宗教法人の代表者は住職にあるが、住職は国の法律による地位ではなく、住職は代表役員になることによって初めて法的地位となります。宗教法人たる寺院には、3人以上の責任役員を置き、そのうちの一人を代表役員としなければならないので、一般寺院の代表役員は原則住職、その他の責任役員は寺族からと門徒総代という場合が多くあります。つまり、寺族の中から坊守



が責任役員に就任することによって、寺院内において住職と共に意思決定に加わることが法律上認められることであります。坊守が、組会の正式な構成員となることに、どのような課題があるのか広く意見を伺いたいと思います。

## 2. 宗議会議員選挙について

宗議会選挙条例は、更なる同朋公儀及び公平な選挙の実施をとの願いから、今日まで改正を重ねてまいりました。しかし今後は、教区改編による広域化がもたらす影響に鑑み、支所の設置や選挙事務の係（投票管理者・立会人・選挙係など）の負担軽減の観点から更なる改正にむけて検討の必要があるのではないだろうか。以下具体的な提言として以下のように示す。

### (1) 支所における不在者投票の実施について

教区の改編によって、教区が広域になり、支所ができた。選挙運動の公平さから鑑み、その支所で不在者投票を行えるように改正すべきではないかと考える。

### (2) 宗議会議員（教区会議員）の当選人の確定について

宗議会議員の当該選挙区の議員定数に候補者が満たない場合、当選人を定めることができず、定数すべて再選挙となる。（選挙条例 34 条）それを、定員に満たない場合は、候補者は当選人とすべきではないかと考える。従って、定員に満たない数を再選挙すべきでないか。現行のすべての候補者が再選挙の対象になるのは、教区の改編により、改編教区の選挙区がますます広域に向かうなか、候補者・選挙管理会・選挙のスタッフにとって大変な労力となると思量するからである。

### (3) 海外に居住する者の投票と選挙運動並びに投票行為の有り方

現状では、帰国して当該投票区で投票するしか方途はない。今後通信機器の活用により、投票行為並びに選挙活動が行えるよう検討に入る時期が来ていると思慮される。

## 3. 「非常事態時」に於ける宗会の招集開催について

新型コロナウイルス感染症の影響で、2020 年の宗会は、審議は文書審査で議決だけを参集して行った。2021 年は、招集時期を繰り下げ短期間開催であった。やむを得ない状況とはいえ、十分に審議を尽くしたとはいえなかったのではないのでしょうか。今後も大規模災害、感染症などで京都に集えない事態が想定されます。その対応が重要であります。

そこで、宗憲第 28 条両議会は「出席がなければ」並びに第 41 条の参与会・常務会の「出席によって開き」を書面等での開催も出来るよう改正する案と災害対策条例の改正によって可能かどうか。しかし災害対策条例は、災害・復興・ボランティア活動を想定している条例であり、新型コロナウイルス感染等の流行による対策にはなじまない。だが、現在この条例に根拠を見出すしかない。しかし第 16 条に緊急措置を講ずる条文があるが、宗憲第 54 条を母法とし、宗憲第 41 条に準拠するものであり、災害対策条例の改正だけでは不備である。

よって現状では、緊急事態時に、宗会が開催出来ない時、文書等での議決を有効とするには、宗憲第 28 条並びに第 41 条の改正が必要と考えるが、現在の宗憲改正に関する宗派の動向を鑑みるに、立法と行政がきめ細やかに連携し緊急達令で対応しなければならない事案であると

考える。同時に宗派内に、その必要性を何らかの形で周知させることが必要であると思慮します。

#### 4. 決算審議について（「決算議会」に関する宗派内の動向を踏まえて）

##### －上程される決算議案件の審議に伴う議会運営の問題について－

当政調部会では、長年にわたり懸案事項となっている決算審議について、「宗憲改正及び議員定数に関する委員会」でのこの件に関する協議内容を踏まえて、宗憲・大谷派規則並びに議会関係法規の運用形態とその実効性について課題を抽出して確認作業を行いました。

本派の最高議決機関の宗会として、宗議会及び参議会の両会で構成し一体となって宗門運営の一翼を荷負ってきたことである。宗会の議会運営は両会招集に伴う平行審議を基本として宗議会の解散権・先議権等の優越性を除いてほぼ同等の議決権行使のもと両会の意志疎通をはかりながら議会運営がなされてきたが、両会ともに当局より提案される決算議案件の上程時期については年度末に宗憲第26条第1項に定める宗会常会を当該年度に招集して、当局提案を一括して上程審議することが通例となっていることにより、新年度予算及び条例案審議の根拠となる当該年度の予算執行状況を十分に確認することなく、実質1年度遅れの決算議案を審議することの問題点を指摘する質問が数多く出され、両会全体の課題として論議がなされ現在に至っています。

そこで、当部会では両議長の諮問機関である「宗憲改正及び議員定数に関する委員会」の指摘する問題点と同様に当局提案による当該年度決算案件の審議については、予算・条例等の上程に先立ち前年度決算会計処理が終了した時期にすみやかに決算審議を行う方途について、決算議会も視野に入れて協議してきました。

このことは、宗憲改正後長年にわたり、中央宗務と地方宗務が一体となった年度をまたがる財務会計処理など、会計条例に定める会計事務の迅速な対応にあたっているが、委員会でも指摘のように、会計年度終了3か月後速やかに前年度決算の議会審議を経て適正な予算編成に着手することで、より健全な予算編成が可能であるとともに、宗会における予算（案）審議に関しても前年度執行状況と継続した事業並びに新規事業に対して綿密でよりタイムリーな積算根拠を精査する議会対応が必要であることを確認しました。

今後の課題として従前より、決算議会に関する宗憲改正が必要との本会議質問に対して、宗務総長は「立法府と行政府の関係において内局は議会において定められた宗憲の命ずるところによって宗務を執行するのであり、議会制度の在り方や宗憲の解釈に及ぶ事柄、ひいては宗憲改正にまで踏み込んだ論議を当局の主導で進めることは、行政府の与えられた権能を逸脱するのではとの危惧を抱くものである」と答弁されていることから、両議会が連携をとり当局提案による上程各議案に対して、連動する形で抜本的な議会改革が必要であるとの結論に至りました。

宗憲第26条の改正による宗会常会を2回にすることは、宗会関係予算への影響と議会運営予定の見直しが必要となる。年2回の宗会常会招集は会期の調整を含めて予算増額となるが、今後示されるであろう財政改革案によって宗派予算はその規模を大幅に緊縮する方向に進んでいくことが予想されると同時に、現在の議会予算は法規に定める会期を根拠に予算編成がされていない実質会期予算となっていることから、予算増額は慎重を期していかなければならないのが

現状であります。

このことから、宗会で開催される本会議以外の宗政調査会等の議会関係事業のもち方を含めた検討も併せて必要となってきます。

この件に関する今後の方向性と取り組みは、当初両会から制度設計のための機関設置について宗務当局に要請を行うこととしていましたが、宗務当局で委員会を設置する場合は条例・規定を定める必要がありさらに時間を要するという点、またこれまで両議会の諮問機関として議論してきた経緯に鑑み、両会議長の諮問機関として設置された委員会に内局及び宗務執行機関の担当部門を中心とした宗務役員に参画していただくことで進められると考えられる。

なお、新たな委員会設置に当たっては作業的なことも含めて各試案についての課題を整理し、法整備も含めて決算審査の充実に向けての制度設計を宗務当局と具体的に協議していくことで問題点克服に向けて次の段階に入ったと考えられるので、当部会においてもその動向に注視し、議員団各位の意見を抽出しながら検討を重ねていかなければならないと考えられます。

## 5. 将来の教務所像の検討

「行財政改革」の議論の上で、もう少し重要視されてよい課題が「未来の教務所像の検討」であろう。

現行の「教務所」には実に様々の機能が課せられている。

教務所長は「教区」に於いて大きな機能を有し、教区会の審議を中断できるほどである。しかしながら、実際の運営に於いては宗派の方針を見据えるだけでなく、教区の動向を勘案して、教区運営の先頭に立つ役割を担わなければならない。

実際に、すべての宗派に対する届出等や収納については、教務所の窓口を通すことが、実に当たり前になっていたし、我々もその在り方に疑問を持つに至らないのが現状であった。しかし、その旧来からの「教務所全関与型」の事務手続きの煩雑が大きく問われていると考えるものである。以前よりは、はるかに高度化された事務手続き作業は、教務所員の長時間労働を誘発し、体調の不調を訴える所員も多いと聞いている実情がある。その意味で近年多く進歩した事務手続きのOA化に宗派も大きく舵を切る必要があるのではないだろうか。

年齢が上である人間にとっては煩雑な手間かもしれないが、これからの宗派を担うであろう年代にとっては本山直結型の事務手順への順応性が高い事は至極当然であろう。

「行財政改革」について審議されている今、思い切った本山直結型の事務手続きへの転換を進めるべきであると考え。なぜなら限られた人員の中で、教区における最も重要な課題に集中的に対処する方途を探し出す時期であると考えられるものである。

寺院を巡る時代環境が大きく変わる年代に於いて、教務所が担うべき機能の重点を何処に置くのかについて決断すべき時であると思慮する。今後の宗派の在り方の展望に立つとき、何よりも大切なことは教区・組における共同教化の実を上げる事ではないのだろうか。法要の依頼と実施を中心とした寺院の在り方が大きく問われている今こそ、教務所員が教化事業に直接参画できる体制を指向すべきではないだろうか。

当部会に於いては、教区改編直後の当該教区の実情について調査を行った。そこから提示された課題は、単に移行期間であるからだけではない事例が散見されるが、宗派の将来を左右するかもしれない「未来の教務所像の在り方」に向けて、「本山直結型」事務手続きへ着実な歩みを始めるべきであろう。個人的な努力の積み重ねだけでは、新たな展開が見えない時代であろうと考える。有能な教務所員の資質を教区・組の教化事業充実のために専念できる体制へ歩みだすべきである。

## 6. 「各種団体の今後の在り方」について

まず、宗派が関係する多くの各種団体の実態については様々な形態があることは認識することが必要であろう。宗派との関係性の度合いは、その歴史的経緯と共に尊重されなければならない。

しかしながら、宗派が、中・長期的展望をかけて実際の検討に入った「行財政改革」への動きに対して、全く論議の範疇から除外することは避けなければならないのではないだろうか。我々の論議の中で、発せられた意見の多くは、できるだけ「独立自存の形態」を模索すべきではないかという事であった。財政的な後ろ盾だけでは無く、宗務所がその業務体制を一元的に担う在り方に根本的な検討が必要ではないだろうか。宗派財政の悪化に伴い、各種団体への拠出金は減少が見込まれる状況を鑑みるに、各種団体は今まで以上に自律的な財政力の強化が求められると考える。

今後は、宗派として各種団体との関係の中で最も重要視すべきは、全国を網羅する「情報センター」としての機能の維持であろうと考えられる。その為に各種団体に於いては、その将来の在り方について自律的な再検討が強く求められると思量するものである。

## 7. 「共済制度の在り方」について

昨今の急激な「火災保険」の保険料の増額は、宗派に於ける「共済制度の在り方」について少なからず影響を与えている。

当部会に於いては、特に「第2種共済制度」について議論を交わしました。従来 of 制度に対する寺院からの改善の要望が強い点は、大きく分けて2点であると考えられる。それは補償される共済金の増額と掛け金の低廉化である。この2点について新たな方策を見出すことが可能であるか調査が行われました。その結果、当部会として新たな提言をすることとします。

共済金の増額については、現行の「第2種」の枠組みを変更することなく、いわば「第3種共済制度」に当たる制度への加入立ち上げを提案したいと考えます。第2種の枠組みを変更しての増額は、技術的課題が強く残る懸念があります。従って、保証金の増額は「第2種」の満額加入を前提とし、新たな共済制度を構築することを提案したい。

次に、掛け金の低廉化については、「本願寺派」に於いて採用されている民間損害保険会社の「団体保険」に加入する方途を取ることを提案します。宗派として団体保険に加入する事の利点、つまり掛け金の低廉化を享受する事が可能となります。又、民間会社の持っている契約の多様性を導入することにより補償金の増額など各寺院の様々な要望に応える道が広がるものと考えます。

現行の「共済制度」に対し懸念される課題のかなりの部分の解消に繋がるものと思料致します。

従前の宗派が直接運営している「第1種共済制度」と「第2種共済制度」は残しつつ、新たな民間損害保険会社が運営する「団体保険」に宗派が窓口となって加入する三段階の枠組みを提案したい。

宗派における「共済制度」に対し発想の転換が求められると考えるものである。

## 8. 「財産処分」について一考察（「終わり」に変えて）

当部会にて宗派所有普通財産の「財産処分」についての議論が行われた。先日の宗派所有の「八百屋町敷地」についての財産処分の経緯が記憶に新しいことであります。宗派所有の財産処分については、現行の条例等の定めによれば、財務長の諮問機関である「財産管理審議会」に於いての審議を経て、参与会・常務会の承認を得る手順が示されている。近年この方式を改め「財産処分」から「財産活用」へ力点を変えて、「包括的」かつ「長期的」な方針を定めるべき特定の審議機関を設けるべきとの意見が見られることである。同じ趣旨から宗務所内に国における「財務省理財局」に当たる部門の設置を求める意見も上がっている。

その目的は至極当然のことと考えられるが、「財産の活用」となると極めて専門的な知見が要求される事案であり、さらに重要な財政的な判断が付きまとうことが予想される。宗派の内部に身を置くものだけでは判断が付きかねる事態が予想される。そこで、所謂「コンサルタント業務」を営む企業に助言指導を仰ぐことが予想される。しかし、この過程に於いて、我々は宗門の後世の歴史に恥じない決定が可能であるのであろうか、と言う意見が部内に於いて出たことを付記したいと思います。

専門家の意見を聞くという事は、どうしても「企業としての利益優先」「資本の論理」との対話と交渉が必要になると考えます。宗派として、将来に亘るご門徒の負託に応えられるような決断が果たして可能なのであろうか。恐らくは、この次の本山の御修復には多大な困難が予想されます。宗派財産の処分に関しては、百年、二百年先の宗門に対し責任を担う覚悟が求められると思量します。その意味で、我々は「本廟護持」の大道に背くことのない判断ができるのでしょうか。宗議会議員として自問しなければならぬ課題と考えます。宗門の歴史における「本廟維持財団」問題の轍を踏まないことの重要性を再認識すべきではないでしょうか。いわば「合法的手続き」の積み重ねによって宗派の貴重な財産が流出する恐れを感じるものであります。我々は限りある任期を務める立場であります。その任期中での判断と決定について責任の重さと限界に思いを馳せております。

以上

# 真宗興法議員団 政策調査会

幹事長／藤井 宣行

副幹事長／諸岡 敏

政調会長／内記 淨

政調副会長／邨上了圓

## 【教学教化】

主 任／東野 文惠

副主任／井上 裕

勅使 忍

土肥 人史

鳥越 正道

内記 淨

西受 秀文

北畠 顯諒

## 【同朋社会】

主 任／草野 龍子

副主任／高名 和丸

里雄 康意

小林 光紀

井上 博

酒井 一明

山田 孝彦

篠塚 榮祐

## 【慶讃法要】

主 任／今川 雅照

副主任／諸岡 敏

下谷 泰史

竹内 彰典

坂本 敏朗

三品 正親

菊池 浩

伊吹 惠鐘

## 【財 政】

主 任／佐々木 高

副主任／能邨 勇樹

清 史彦

富田 泰成

轡田 普善

齊藤 法顕

黒萩 裕

内藤 円亮

## 【制度機構】

主 任／八島 昭雄

副主任／花園 兼有

新羅 興正

大橋 秀暢

望月 慶子

沼 秋香

邨上了圓

菅原 貴



真宗大谷派 宗議会

真宗興法議員団

【事務所】〒440-0081 愛知県豊橋市大村町黒下 19 浄圓寺内